

預金保険研究

2004年3月

目次

「預金保険研究」の発刊にあたって

論文

預金保険料制度の国際比較 …… 1

米国及びカナダの預金保険料制度 …… 17

「預金保険研究」の執筆は個人の資格で行ったものであります。従って、見解や意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式の見解等を示すものではありません。

なお、掲載論文、資料等は預金保険機構ホームページ(<http://www.dic.go.jp/>)でも入手が可能です。

「預金保険研究」の発刊にあたって

このたび預金保険機構では、新たに「預金保険研究」を発刊する運びとなりました。創刊号の発行にあたりまして一言ご挨拶申し上げます。

預金保険機構は、1971年、わが国に創設された預金保険制度の運営主体として設立され、以来30余年を経過いたしております。この間、1996年に組織及び業務を抜本的に改革し、いわゆる「新生預保」として再スタートしたのですが、その後においても業務の多様化、拡大化が継続いたしております（当機構の組織や活動状況の変遷等につきましては、当機構のホームページ（<http://www.dic.go.jp>）をご覧ください）。

今回発刊いたします「預金保険研究」は、当機構がこれまでの多様な経験等を踏まえつつ、預金者保護と金融システムの安定に向けたセーフティーネットとしての預金保険制度のあり方等をより深く検討するため、種々の角度から将来を見すえた幅広い調査研究を進めている成果を公表するものです。刊行時期につきましては、年2回、春（3月）と秋（9月）を定期発行といたしますが、必要に応じて臨時号の発行も行いたいと考えております。

さて、今回の創刊号におきましては、「預金保険料制度の国際比較」「米国及びカナダの預金保険料制度」をテーマといたしました。近年アジア各国を始めとして預金保険制度を導入する機運が国際的に高まっており、2002年5月には各国の預金保険機関などをメンバーとする国際預金保険協会（IADI:本部スイス）が設立されております。当機構はこれらの国際的潮流等を勘案し、今回、予てより行ってまいりました世界各国の預金保険制度についての調査研究の一端をとりまとめて刊行することとしたものです。

なお、当レポートにつきまして、皆様の忌憚のないご意見をお寄せ頂ければ幸甚です。

2004年3月

理事長 松田 昇

論文

預金保険料制度の国際比較

石塚 雅典¹

本稿の主たる目的は、海外の保険料制度を単に紹介するに留まらず、将来、わが国で保険料制度を検討するに際しての論点を提供することであり、可能な限り、各国の事例からの一般化(単純化したパラダイムの設定)を試みた。なお、国際比較の主たる対象としたのは、G7 諸国であるが、参考となると思われた他の預金保険制度の事例も適宜取り入れている。

本稿で取り上げる預金保険料は預金保険制度の枠組みの一部を構成するものであり、さらに預金保険制度はセーフティネット(より広義には金融制度)の一構成要素であることを考慮すれば、保険料制度の国際比較を行なうに当たっては、本来それぞれの金融制度の有り方・特徴から議論をはじめめる必要があるが、当資料では、こうした考察抜きに、保険料制度に限って議論を進めていることを予め断っておきたい。

目 次

1. 保険料の種類

- (ア) 均一保険料方式/可変保険料方式
- (イ) 事前賦課方式/事後賦課方式
- (ウ) 算出ベースにみる類型
 - (1) トップダウン方式
 - (2) ボトムアップ方式

2. 可変保険料制度の枠組み

- (ア) 導入時期等に関する事項
- (イ) 差別化手法を巡る事項
 - (1) 利用指標
 - (2) データの入手・検証およびリスク測定機関
 - (3) 料率格差・幅等の設定および差別化の対応姿勢
 - (4) 保険料算定インターバル
- (ウ) その他の事項
 - (1) 情報公開と情報管理
 - (2) 罰則規定および不服申し立て制度
 - (3) ガバナンス

3. 要約と若干の評価

¹ 預金保険機構総務部上席審理役(E-mail: masanori-ishizuka@dic.go.jp)。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見に渡る部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。なお本稿作成にあたっては、預金保険機構総務部の片岡久議調査役の協力を得た。

1. 保険料²の類型

保険料賦課方式には、以下にみるように、**均一保険料方式と可変保険料方式、事後賦課方式と事前賦課方式**の組み合わせにより、4種類のタイプが存在する。さらに、個別保険料と総保険料との関係において、**トップダウン方式とボトムアップ方式**に類型化が可能である。

(ア) 均一保険料方式/可変保険料方式

均一保険料方式は、個別金融機関が預金保険制度に与えるリスクにかかわらず、市場におけるプレゼンス(付保預金額など)に応じて一定の保険料を徴収する仕組みで、預金受入業務を行なう上での利用料を課しているとみなすことも可能³。一方、**可変保険料方式**は、個別金融機関の預金保険制度に与えるリスクに着目して、保険料を徴収する仕組み⁴で、保険料を差別化することで、金融機関の健全経営への動機付けを狙いとする。

歴史的にみれば、金融自由化の進展(業務・金利規制の撤廃に伴うリスクテイクの自由化)、監督手法の変化(事前から事後へ)、保険制度に関するアカデミックな議論の進展(オプション理論の応用など)などを背景として、93年1月の米国での導入を嚆矢に90年代後半にかけて可変保険料制度の採用が進み、IMFの

調べ⁵によれば現在、世界の約3割の国が可変保険料制度を用いているとされているが、G7等の主要国では、可変保険料方式が過半を占めている(次ページ表1)。

- **均一保険料方式**は、日本、英国、韓国などが採用しているほか、途上国や預金保険制度導入後間もない先での利用が多い。
- **可変保険料方式**は、米国、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、台湾などが採用。ただし、リスク測定の困難性やリスクを反映した保険料の適用困難性などから、各国の制度は、リスクを保険料に反映させているというよりは、リスクを勘案して金融機関の保険料を差別化しているといっても良いのが実情⁶。なお、ここでいうリスクは、単なる金融機関の破綻リスクではなく、預金保険制度が被る損失額の期待値(=一定期間内の破綻確率 X 損失率 X エクスポージャー)を指している。(預金保険制度が被る損失額の期待値を制度面から削減する方策に関してはBOX参照)
- 可変、均一保険料方式のそれぞれの短所を軽減するために、両方式を組み合わせることも考えられ、アルゼンチンやトルコでは基準保険料(均一方式)にリスク度に応じた可変保険料を加算する方式を採用している模様である。

² EU諸国では、保険料(Premium)に代えて分担金(Contribution)と呼称している場合が多いが、本稿では両者を併せて保険料とした。

³ 保険料には、保険制度に発生する損失の分担という性格に加え、保険制度を維持することによる取付け防止のための費用(リスク測定機関の健全性モニタリングコスト、経費)の分担という性格(預金市場の利用料)も有する。

⁴ 本稿では、リスクと一義的な関係を有する保険料(Risk-based Premium)を課す制度は現実には存在しないため、リスクを勘案した差別的保険料制度を可変保険料(Differential Premium)と呼ぶこととした。

⁵ G. Garcia "Deposit Insurance: A Survey of Actual and Best Practices," *IMF Working Paper*; April 1999, p24.

⁶ リスク・プロファイルの識別とその価格付けを分離している、と言い換えても良い。なお、リスクに等しい保険料を適正(Fair)保険料と呼ぶことがある。

BOX

預金保険機関の期待損失額を削減する諸方策

金融機関が預金保険機関に与える期待損失額は以下の概念図で示しうる。

$$\text{リスクエクスポージャー (EL)} = \text{付保預金額 (ID)} \times \text{破綻確率 (PD)} \times \text{損失率 (LGD)}$$

預金保険機関の期待損失額縮減のための、制度面からの方策は、以下の5つに分類しうる。

迅速な破綻処理と、破綻処理ルールの設定による回収額の極大化 (LGD を引下げ)

- forbearance 政策など、裁量的政策による結果としてのリスク量の増大に対し、早期は正措置等による早期発見・退出等で事前のエクスポージャー削減を狙うものである。完全に機能すれば、預金保険の役割がかなり縮小することが期待されるが、一方で forbearance 政策が金融システムを不安定化させたかどうかについての明確な検証は、まだ無い。
- また破綻処理ルールについては、回収額極大化のために預金者優先弁済権、資産のプール化・証券化や、エクスポージャー削減のための債権・債務の相殺等が挙げられる。これらが法的に担保されれば、理論的には回収額の増加に繋がるが、預金者優先弁済権については回収率の増大に必ずしも繋がっていないとする見方も多い。

預金者へのリスク転嫁 (ID を削減)

- 保護上限額の設定や縮減、共同保険制度 (預金者が一部損失を負担) などが挙げられる。
- 保護上限額の設定に関しては、付保預金額の削減に繋がる一方で、預金者へモニタリングコストを課すことを通じて預金保険制度への信頼性が低下するとの見方があるほか、共同保険制度についても預金者の規律付けに役立つ反面、預金者が他の金融商品へシフトする可能性を考慮する必要がある。

株主や一般債権者へのリスク転嫁 (LGD の引下げ)

- に挙げられている預金者優先弁済権や、所要自己資本比率引上げ、劣後債発行の義務付けなどにより、破綻時の預金毀損までのバッファを拡大し、預金に劣後する債権者にリスクを転嫁するもの。
- ただ、明示的に預金優先が定められている場合、それに劣後する債権者が破綻可能性の高まりと共に損失回避行動に出る結果、金融機関の破綻が早まる可能性があるほか、こうした後順位債権者が破綻前に回収に走ることを通じて、最終的な預金債権者のロスが逆に拡大する可能性もある。

業務規制 (PD、LGD の引下げ)

- ナローバンキングないしはファイアーウォールにより、金融機関の業務を規制するもの。例えば付保預金で調達した資金は、流動性の高いリスクフリー資産でのみ運用させるもの。
- 付保預金が毀損するリスクが限りなくゼロとなる (預金保険制度不要論にも繋がりがかねない) 一方、低リターン商品での運用に伴う銀行収益の圧迫をもたらす可能性がある。

民間へのリスク転嫁 (LGD の引下げ)

- 民間への再保険などを通じて預金保険機関のエクスポージャーを削減するもの。
- 民間保険会社の価格付け情報を保険料率の差別化に利用しようとするもので、米国などで制度上認められているものの、不良金融機関に対する政府の対応 (支援あるいは破綻処理等) が保険損失額にダイレクトに影響することから、価格設定が難しいほか、民間の引受能力の問題が指摘できる。

表 1 主要国の保険料制度 (可変・均一/事前・事後)

	可変保険料	均一保険料
事前賦課	米国 (1993)、ドイツ (1998)、カナダ (1999)、フランス (1999)、スウェーデン (1996)、台湾 (1999)	日本、韓国
事後賦課	イタリア (1996)	英国

(注) カッコ内は可変保険料制度採用年。太字は G7 諸国。ドイツはドイツ銀行協会の保険制度。台湾は、アジアで唯一、可変保険料制度を採用。

可変保険料方式と均一保険料方式の長所・短所等 (相対比較) について整理すると表 2 のとおり。

表 2 賦課方式の選択: 可変と均一 (相対比較)

	可変	均一
有効性 (健全性確保へのインセンティブ、モラルハザードの防止)	有り	無し
整合性 (リスクベース監督との整合性)	有り	無し
機密性 (個別情報に係る情報の機密保持の必要性)	高	低
公平性 (健全金融機関にとっての公平感、納得性)	高	低
透明性 (制度の透明性)	高/低	高
予見可能性 (保険料負担に対する将来予見可能性)	高/低	高
容易性 (リスク測定などの実施上の容易性)	低	高
効率性 (金融機関の報告負担や預金保険機関の運営コスト)	低	高

(注) 若干敷衍すれば、有効性に関しては、全体としてのリスク削減を通じて金融システムの安定に貢献しているか、マクロ経済へのマイナスの影響はないかといった点も考慮する必要があるほか、可変保険料制度が唯一かつ不可欠な政策手段であるかどうかも議論の対象となる。後者の点に関しては、リスクベースの監督との整合性において、屋上屋を重ねていないかという論点ともなりうる。予測可能性及び透明性に関しては、枠組み(使用指標、料率のキャップ・フロアの有無など)に応じて、可変保険料制度の位置付けは変化する。

(イ) 事前賦課方式/事後賦課方式

事前賦課方式は、損失発生の有無に拘らず保険料を継続的に引当金や準備金などのかたちで積立てることにより、損失発生に備えるもの。**事後賦課方式**は、預金保険機関に損失が発生した場合に生存金融機関に負担金を事後的に賦課するもの。なお、いずれにおいても、保険料による調達に加え、一時的な流動性不足に対する補完措置として、政府、中央銀行あるいは市場(参加メンバーからを含む)からの借入を認めているところがほとんどである。

- **事前賦課方式**は、日本、米国、カナダ、フランス、ドイツなど大半の諸国が採用。なお事前方式でも、基金に毀損が生じた場合は事後的に賦課する方式が一般的で、付保預金ないし総預金の一定比率を目標基金として定め、未達時には追加保険料を賦課する仕組みを設けているところも多い。
- 米国、ドイツ、スウェーデンなどでは、基金残高が付保預金総額の一定比率を下回ると、特別負担金を賦課する仕組みとなっている。またフランスでも目標基金残高を下回ると追加負担を義務付ける制度が存在する。なお、米国では目標基金の回復期間(現行法では、1年以内の回復かまたは、15年以内の一定のスケジュールでの回復も認められている)を法定している。一方で、米国やドイツでは、目標基金残高達成時には(一部優良先等で)保険料賦課の停止を義務付けないし停止が可能な仕組みを採用してい

るほか、フランスでは保険料の一部を保険機関に対する一定期間の預託金の形式で集めており、基金残高に毀損が発生しない場合には、満期時に返還する扱い。

- **事前賦課方式**を採用している先で、リスクベースの引当金算定を行っているのは米国およびカナダ。他は、高々かつ腰ダメで中規模行2行程度までの破綻に対応するかたちで準備金を算定。
- **事後賦課方式**は、イタリア、英国などが採用。なお、イタリアでは事前、事後方式の短所を緩和するために、運営経費を事前方式、損失額を事後方式で徴収している(いずれもモニタリングによるリスク度の差異を反映)ほか、事後方式の負担額に一定の上限を設定している。

事前賦課方式と**事後賦課方式**の長所・短所等について相対比較を行なえば表3のとおり。

表3 賦課方式の選択 事前賦課と事後賦課(相対比較)

	事前賦課	事後賦課
公平性(破綻金融機関の負担)	有り	無し
迅速性(迅速な保険金支払)	高	低
予見可能性(保険金額の予見可能性や金融機関財務の安定性)	高	低
安定性(預金保険機関財務の安定性)	高	低
効率性(民間資金の有効利用、市場競争の促進)	低	高
市場規律(相互監視メカニズムの機能度)	低	高
監督規律(是正措置の早期適用促進)	低	高
簡明性(効率的制度運営)	低	高

(注) 事前の場合は、保険基金の規模(目標値)についても検討の必要性。なお、事前、事後に関していずれかのみに頼っている制度はなく、例えば事前の場合でも事後的な調達制度(政府保証、中銀借入、民間借入)を設けている。表について若干敷衍すれば、迅速性に関し、預金保険制度についてのEU指令(1994年)では、破綻後3ヶ月以内の保険金支払を義務付けている。預金保険機関財務の安定性については、金融機関の財務状況(マクロのリスク値変化や金融機関全体としての支払能力の変化)も考慮する必要がある。監督規律については、是正措置の裁量的運用が認められているかどうかに関わる。

(ウ) 算出ベースにみる類型

一般に、保険料は預金保険制度が負担するリスクと金融機関の支払能力とをバランスさせる規模が望ましいとされているが、算出ベース（賦課標準）の設定という観点からは、保険料徴収方式は保険料収入総額を事前に決めた上で個別金融機関に賦課額を割り当てる**トップダウン方式**と、個別金融機関の保険料の積上げで保険料収入総額が事後的に決定する**ボトムアップ方式**に分けられる。

(1) トップダウン方式

金融機関の**規模あるいは (and/or) リスク度の相対評価**によって保険料が割当てられるトップダウン方式は、定義により常に所要保険料収入の確保が可能。最大の課題は、所要保険料の測定・決定にある。事前賦課の場合、既述のとおり、精緻な測定をしている先はみあたらない。事後であれば、損失最大額は確定する（最終的には回収額に応じて減少）。なお、可変保険料制度の下でトップダウン方式を採用する場合、金融機関のリスク評価が相対的となり、他行との比較で健全化しない限り料率が下がらない（あるいはその逆）可能性がある。

- フランス、スウェーデン、イタリア、英国などが採用。

(2) ボトムアップ方式

ボトムアップ方式は、一定の算出ベース（個別金融機関の負債＜ないし資産＞）に料率を掛け合わせて保険料を設定するもので、金融機関の**規模あるいは (and/or) リスク度の絶対評価**に応じて保険料が賦課される。トップダウン方式と異なり、所要保険料に関する測定・決定が不要であるが、預金保険制度が抱えるリスクと保険料収入の関係付けが希薄化する可能性がある。また、可変保険料制度の下では、リスク度の反映の仕方によっては、景気変動に伴う金融システム全体のリスク総量の変化に応じて保

険料収入が変化する可能性がある。

- 米国（国内預金）、カナダ（付保預金）、台湾（付保預金）などが採用。
- 米国では、目標基金残高制度（付保預金総額の1.25%を法定準備率として明定）との関連で保険料率を決定する仕組みを採用することにより、ストックとしての保険基金残高を維持する仕組みを設けている。
- 付保預金等の負債額ではなく、リスク資産に一定比率を掛けて保険料を賦課する考え方が有り、ポーランドやノルウェーが取り入れている模様⁷。

トップダウン方式とボトムアップ方式の長所・短所（相対比較）について整理すると表4のとおり。

表4 賦課方式の選択 算定ベース（賦課標準）（相対比較）

	トップダウン	ボトムアップ		
	保険料収入額	付保対象額	総預金	リスク資産
論理性・意味付け	高	高	低	高
計測の容易性・信頼性	低	低	高	低
金融機関の長期財務安定性	低	高	高	中
保険料収入の長期的安定性	高	低	中	低

（注）ボトムアップ型において、算定ベースを付保対象額に絞った場合、金融機関に非付保金融商品での調達インセンティブが働くため、保険料収入の安定性を確保するには算定ベースを広く採る方が良いとの意見がある。また、金融機関の市場評価が低下した際に、付保対象額自体、付保されているということのみで流出に晒されないという保証はないことにも留意する必要がある。リスク資産に関しては、検査や監査によるデータの正確性が要求される。

⁷ 式で表せば、保険料率 × 付保預金額 = 保険料率 × (付保預金額 / リスク資産) × リスク資産となり、付保預金額 / リスク資産の比率が金融機関間で同一であるとの前提で、リスク・エクスポージャーを個別金融機関に割り振る方式と解釈できる。

2. 可変保険料制度の枠組み

可変保険料制度に関しては、各国とも概ね金融機関の**保険制度に与えるリスク度、所要保険料・基金額**等を勘案しているが、実施に当っては、いかにして金融機関を差別化するかという技術的な問題を解決することが必要となるほか、枠組みの透明性と個別情報の機密性のバランスや実効性・受容性の確保などの観点から検討を要する事項がある（表5）⁸。これらの点に関し、主要国での対応をみると以下にみとおりで、かなりの多様性が窺われる。

表5 可変保険料制度に付随する検討事項（例示）

項目	効果・目的
準備期間	合意の形成（ 実効性・受容性・納得性 の向上）
経過措置	不健全金融機関に対する時間的猶予（システムの 安定性 ）
見直しルール	環境変化への対応（ 柔軟性 ）や目的達成状況の確認（ 有効性 ）
リスク評価機関の選択	預金保険機関、監督機関ないし民間（業界、その他）（ 効率性 ）
差別化のための指標選択	適切性 や 納得性 の確保
データへのアクセス	監督機関からの情報入手に係る取決め（ 適切性 ）
規模別・業態別枠組み	リスク・プロファイルの構造的相違を反映（ 適切性 ）
算定インターバル	適時性 の確保
情報開示・管理ルール	透明性 と 機密性 のバランス確保
不服申立て制度	説明責任 （特に定性指標を用いる場合）
罰則規定	実効性 の確保（早期是正措置とのバランス）
ガバナンス	保険料決定過程における利益相反の防止など（ 信頼性・説明責任 ）

（ア）導入時期等に関する事項

前述のとおり、可変保険料制度は米国を皮切

⁸ 表5に掲げる検討事項は国際比較を行なった際の例示であり、可変保険料制度の導入を検討する際には、これら以外にも例えば、新規参入先の扱い、監督制度との平仄、競争条件・市場への影響、資源の確保・整備など、多くの検討事項が考えられる。

りに各国で導入されているが、いずれも金融システムが安定した時期に実施に移されている。

- 各国において、可変保険料制度が導入された際、ほぼ共通して、金融機関に対する**監督制度**が確立されており、個々の金融機関に関するリスク・プロファイルの評価・分析手法が確保されていたこと（**不健全な金融機関の早期発見・是正・退出**が可能な仕組みとなっていたこと⁹）**金融機関経営**が全体として安定していたこと（**金融システムの安定**が確保されていたこと）および**保険制度に係る財務状況**が安定していたこと（より広義には**保険制度に対する信認**が確保・維持されていたこと）が指摘できる。

- 米国での導入は、FDIC改革法（1991年）による早期是正措置、最小費用原則などとパッケージで行われた。

- EU諸国では1994年のEU指令（強制加盟保険制度の導入など最低要件を明定）に伴う制度変更が契機となった先も多い。

なお、スウェーデンのように預金保険制度の導入当初から可変保険料を採用した国は少なく¹⁰、ほとんどの先が**均一保険料方式からの移行**となっているため、準備期間や経過措置を設けた先が多い。可変保険料制度の**導入決定から実施までの準備期間**は、各国で区々ながら、概ね1～5年程度を外部への周知や協議期間ないし内部の対応準備に充て、**納得性**や**信頼性**を高めている。また多くの国で制度導入後、一定期間を経過期間と位置付け、小幅な料率格差からスタートするなどの**経過措置（激変緩和措置）**をとることでシステムの**安定性**に配慮して

⁹ 早期是正措置が完全に機能し、監督当局に対する信認が確保されていれば、そもそも預金保険制度は不要との議論も成り立ちうるが、ここでは立入らない。

¹⁰ 預金保険制度の導入を検討している香港、シンガポールでは、当初から可変料方式による保険料賦課を予定している。

いる。

- 準備期間は米国で約1年、ドイツで約5年となっている。また米国、カナダ、台湾、フランスでは制度導入後しばらくの間、小幅な料率格差からスタート、カナダではさらに配点への一定の上乗せ、最低区分先の料率が可変料率実施前の料率を上回らない、等の緩和措置が採られている。フランスでは導入当初2年間の保険料計算では、料率決定の4要素のうちリスク分散については適用しないなどの配慮がなされている。

さらに、制度実施後に有効性の確認(成果の検証)などのために**一定期間ごとに制度を見直す規定**を明示的に定めている先はみられないが¹¹、多くが通常4~5年ごとに、(関連法の見直しのタイミングなどに合わせて)制度見直しを行っている模様であり、柔軟性を保っている。

- 米国、カナダでは具体的な見直し規定はないが、ほぼ5年毎に制度改定を行っている。フランスでは4年毎に所要保険金額を決定しているほか、イタリアでは適宜採用指標を見直している。スウェーデンでは2004年に、台湾では2005年に制度の見直しを行なう模様。

(イ) 差別化手法を巡る事項

(1) 利用指標

預金保険制度が被る期待損失の計測がデータの制約などから困難であることに加え、リスクをそのまま保険料に転嫁することは却って金融システムの安定性を損ないかねないとの観点から、金融機関のリスクに則した差別化に当たっては、一定の割切りの下で**他の指標により**

代替しているのが現状である。

- カナダでは、外部格付等から導き出された今後5年間の預金保険機関の期待損失相当額を損失引当金で、それを上回る非期待損失相当額を基金等で賄う方式を採っているが、個別金融機関に賦課する保険料との一義的な関係はない。

こうした状況の下、一部の国では **単一定量指標**として自己資本比率(バーゼル比率)を用いているが、大方は、**複数量指標**ないし**定量指標と定性指標の組み合わせ**により、ある程度の客観性や建設的曖昧性を維持しながら、金融機関を差別化している(次ページ表6、7)。

- 指標の選択に当たっては、基本的に何らかのシミュレーションないしは回帰分析的手法により説明力の高い指標を抽出した上で、透明性や納得性あるいは監督上の使用指標との整合性の観点を加味し、マトリックス(米国、台湾など)ないしスコアリング(カナダなど)方式により適切な定量・定性指標の組み合わせを選んでいる。(米国、カナダの利用指標に関しては別稿「米国およびカナダの預金保険料制度」参照)
- フランス、イタリアでは複数の定量指標のみの組み合わせでリスク度を代位し、金融機関の差別化を図っている¹²。
- スウェーデンでは CAMELS による金融機関の検査を実施していなかったこともあって、自己資本比率(バーゼル比率)のみを差別化の指標として利用。他に、ポルトガルなどでも、自己資本比率を単一指標として使用している模様。

なお、規模、業務範囲、地域性等によって金

¹¹ 可変保険料制度導入の結果、金融機関の健全性が全体として向上し、預金保険制度が抱えるリスクが減少したかどうかの実証的な研究・検討は乏しい。

¹² フランス、イタリアの採用指標については別紙参照。

融機関が抱えるリスク特性が異なる¹³ことを反映して、米国など一部の国では適切性の観点から規模別・業態別に異なる保険料を徴収できる仕組みが設けられているが、各国での適用例は少ない。

- 米国では法律上、大銀行・小銀行で異なる料率を設定可能（実際の適用はなし）であるほか、台湾ではリスクを表象する指標選択の際に、各業態別の特色を考慮して採用指標を決定している。またドイツでは歴史的な経緯から、Private Banks、Cooperative Banks、Saving Banksなどの業態毎に保険制度が存在する（ドイツは、各業態に渡って、実質的に全額保護）ほか、イタリアでも可変保険料を算定する際に個々の付保預金額を規模に応じて調整している（規模の大きい先の預金額を圧縮、小さい先を増額）。
- なお、韓国では、均一料率の下で、銀行（付保預金額の0.1%）に比べ、信組には3倍の料率が課されている。

表6 可変保険料制度における使用指標（相対比較）

	定量			定性
	市場データ	公表データ	非公表データ	監督情報
有効性・信頼性（健全性を示す度合い）	高/低	高	高	高
客観性・透明性（非裁量的判断）	高	高	中	低
時宜性（現在・将来の健全性を示す度合い）	高	低	高/低	高/低
効率性（利用に伴うコストの低さ）	高	高	中	低
包括性（対象金融機関の範囲）	低	高	高	高/低

¹³ 金融機関の統合が進展し、いわゆる Large Complex Banking Organizations が出現しているが、これらといわゆる Community Banks を同じ基準でリスク度を測定してよいかという問題。すなわち、リスク分散に伴う資産損失率の差異のほか、危機対応などシステムリスク時の救済コストをどのように分担するかという議論にも繋がる。

（注）市場データの選択に関しては、特定性（個別金融機関の健全性の程度を特定できること）、因果性（健全性が反映していること）、非代替性（他の情報では代替できないこと）なども検討対象となる。公表・非公表データに関しては、監査ないし検査により正確性が担保されていることが前提。非公表データにたとえば VaR、収益シミュレーション、ストレステスト結果、貸出資産の現在価値の把握などが含まれている場合、時宜性は向上（ただし使用例は無し）。監督情報に関する時宜性、包括性については、実地検査等のインターバルに依存。

表7 可変保険料制度における指標の組合せ（相対比較）

	定量のみ		定量・定性組合せ	
	単一	複数	単一定量/ 単一定性	複数定量/ 複数定性
有効性（リスクプロファイルへの接近）	低	中	中	高
客観性	高	高	低	低
建設的曖昧性（False Signal の防止）	低	低	中	高
効率性（システム、情報入手などのコストの低さ）	高	中	中	低

（注）単一の定量指標及び定性指標としては、それぞれ自己資本比率、検査格付（CAMELS 評定）が用いられている。False Signal とは、金融機関に対し対象となる指標のみの改善を指向させる結果、全体としての健全性が失われること。たとえば、自己資本比率のみを対象とした場合、リスクフリー資産での運用を増やせば比率は向上するが一方で収益力は低下する。要は、可変保険料制度で金融機関に何を望むのかの問題。

利用されている定量的データ例

いずれの国も自己資本比率（バーゼル比率など）を用いているほか、収益性指標や不良債権関連指標を利用している場合が多くみられる。

- カナダでは自己資本比率、収益性、効率性、不良債権、資産集中度に関する11項目の定量指標に可変料率算出上60%のウエイトを付与しているほか、フランス、イタリアでは自己資本比率、収益性、資産内容、期間構成の4種類を使用している（両国とも指標間のウエイトは同一）。

- なお、株価や劣後債スプレッドなどの**市場情報**の活用に関しては、米国やカナダなどで検討はされているものの、実際に採用しているところはない。

利用されている定性的データ例

定性的指標を用いている国では、監督当局の検査格付(評価)である CAMELS 評価にある程度のウエイトを付与している先が多いが、課題としては、監督機関の評価能力の維持、検査頻度と保険料算定インターバル(後述)とのバランス確保などが上げられている。

- 米国、台湾では CAMELS 格付と自己資本比率に同等のウエイトを付与してマトリックス方式で料率設定を行っている。カナダでは CAMELS 格付に加え、リスク管理に係る諸基準の遵守度、「その他情報」(民間格付やアナリスト評価など)を加味したうえで、定性情報全体にスコアリング上 40% のウエイトを付与している。ドイツでは内容非公開ながら、金融機関の抱えるリスク・プロファイル及び収益プロファイルにかかる複数定性指標と複数定量指標を組み合わせることにより金融機関の差別化を行っている模様。

(2) データの入手・検証およびリスク測定機関

米国、カナダをはじめ多くの国で**公表・非公表データ**を組み合わせる形でデータを入手している。預金保険機関が検査権限を有している先(米国、台湾など)では、検査により定性情報を入手しているほか、検査権限のない先でも検査当局との約定により情報を入手し適切性を確保している。また**データの検証(正確性の担保)**は、検査によるチェックあるいは監査済み

データを入手することなどで対応している。なお、フランスでは銀行委員会、ドイツでは銀行監査協会が、それぞれ預金保険機関に代わって、データを入手し、リスク評価を行なっている¹⁴。

- 米国では預金保険機関が独自に検査・非公表情報を入手(他の監督機関とも契約に基づいて検査情報を交換)。付保金融機関代表者による正当性に対する宣誓も行わせている。カナダでは定量情報は金融機関が監査済みデータを報告、定性(監督)情報は監督当局が預金保険機関の代理で検査を実施し検査結果を伝達する仕組みとなっている。

(3) 料率格差・幅等の設定および差別化の対応姿勢

イタリア、フランス、スウェーデンなど、極端に言えば金融機関の数だけ料率があるともいえるトップダウン型で保険料が決定されるところを除き、通常は運用の容易性を考慮しつつ数区分(3~7程度)の**料率区分**を定めている¹⁵(次ページ表8)。また、各区分間の**料率格差**については、一定幅(bp等)で定めている先が多いが、カナダでは区分ごとの格差を比例関係で定めている。さらに、保険料負担の予測可能性を高めるためや高水準の負担発生に伴う金融システムの不安定化を防ぐため、**料率や保険料額の上限**を法律(ないし定款)で定めているところもある。

- 米国の料率区分は6区分で、現状、上下限 27bp の格差(0、3、10、17、24、27bp)

¹⁴ 役職員数の少ないフランス、スウェーデンなどでは、基金の運用も外部委託。

¹⁵ 金融機関のグループ分け=格付区分数と料率区分は必ずしも一致していない。米国9対6、台湾9対3、ドイツ9対7。因みに、民間格付機関では格付ごとに倒産確率を推計している。Moody's 19区分、S&P22区分。

となっているほか、台湾も3区分、上下限1bpの格差(5.0、5.5、6.0bp)を設定している。またカナダの料率区分は4区分、現在は上下限14bpの格差(2、4、8、16bp)ながら、各区分の料率は最優良区分の2、4、8倍の比例関係に基づき定められているほか、料率の上限を33bpに定めている。ドイツでは、料率区分は7区分で、最高料率は基準(最低)料率の2.5倍と定められている。

- フランスでは、評点平均値に基づくリスク計数(0.75-1.25)に応じて保険料が決まるため、区分は無数に線形で存在。イタリアでは、リスク区分は3区分存在するが(「正常」、「要注意」、「警告」)、保険料については、高リスク先(「警告」対象先)に付保預金額のシェア(規模調整後)に基づく基準保険料の割増(1.2倍まで)を求め、これを低リスク先(「正常」先)での保険料の減額にあてる制度を採用している。一方、スウェーデンでは自己資本比率に応じて料率が決まるため、料率は無数に存在するが、料率上下限は基準料率に対して60-140%の範囲内(現状8bp)と定めた上で、自己資本比率低位の先の改善が料率引き下げにより大きく表れる様に、自己資本比率と料率の間に非線形(原点に対し凸<ネガティブコンベクス>)の関係を築くよう定めている。

表8 可変保険料制度における料率区分・幅(ボトムアップ型の場合)(相対比較)

	料率区分数・料率幅	
	多い・小さい	少ない・大きい
健全経営へのインセンティブ	低	高
運用の容易性	低	高
保険料収入の安定性(ボトムアップの場合)	高	低

(注) トップダウン型の場合、料率区分数は金融機関の数だ

けある場合がある。また、料率には、キャップおよび/ないしフロアーが設けられることが多い。

なお、差別化する際の対応姿勢に関しては、健全行に対する料率が大幅に軽減される**リワード型**(米国)、不健全行への罰則的色彩が強い**ペナルティ型**(ドイツ、カナダ)、**中立型**のその他諸国と、差別化の種類を3つに分類することも可能である(次ページ表9)¹⁶。

- 米国では、ゼロ料率(保険料免除)の適用を受けている金融機関が、数・預金規模いずれでも全体の9割を占めている。
- トップダウン型の保険料徴収方式の下で自己資本比率の相対順位に応じて料率が決まるスウェーデンでは、個別金融機関の同比率が向上しても、相対順位が変化しなければ、保険料負担が軽減しない可能性がある。
- カナダや台湾では、支援措置を受けている金融機関に対しては格付やスコアリングの上で、よりリスク度が高い金融機関として扱われている。なお、不良債権の処理を加速させるなど健全性向上に取り組んだ結果、収益指標などが一時的に悪化したとみなされる場合を可変保険料制度で斟酌している事例はみられない¹⁷。

表9 可変保険料制度における差別化の視点

¹⁶ 個別金融機関の預金保険制度に与えるリスクと保険料に一義的な関係付けを行なう場合は、いくつかの料率区分(グルーピング)を設けるにせよ、こうした類型は存在しえない。リスクと保険料に一義的な関係を与えるものは、適正型といえようか。

¹⁷ 可変保険料制度の主要目的であるモラルハザードの防止という観点からは、健全性に係る財務指標などの結果に対する後向きの評価ではなく、将来に渡って健全性を悪化させかねない金融機関行動を未然に防止することを狙いに制度設計するという考え方もあるが、各国の現実の制度は過去ないし現在の健全性評価が中心となっている。また、健全性の悪化という結果に対しては、監督制度が対応するため、可変保険料制度の下では、理想としては、健全性が悪化したことへの制裁ではなく、健全性を悪化させかねない金融機関行動への警鐘としての位置付けが望ましい、との見方もある。

リワード型	中立型	ペナルティ型
リスク度が少ない先を優遇	リスク度の分散に対応	リスク度の高い先に負担増
米国	フランス、イタリア、台湾	カナダ、ドイツ

(4) 保険料算定インターバル

算定頻度(リスク度の測定頻度)は年1回が多いが、米国、イタリア、台湾では年2回の算定を行い、適時性を高めている(イタリアの場合はモニタリングの頻度)。ドイツや台湾では財務内容に大きな変動があるとみなされた場合、また、事後賦課方式を採るイタリアでは介入発生の都度、格付の見直しあるいは賦課金額の算定が行なわれることとなっている。

- これとは別に、保険基金残高や引当を行なうに際して(予想損失額の算定)、目先、どれぐらいの長さの期間を対象に保険制度の抱えるリスクを念頭においているかという点では、カナダが5年、米国が1年(計算期間2年)。

(ウ) その他の事項

(1) 情報公開と情報管理

ほとんどが可変保険料制度の枠組みを公表しているものの、個別金融機関の料率・保険料に関する個別情報は非公開であるほか、各カテゴリーに含まれる金融機関の比率に関しても米国やカナダなど一部先のみでの公表に止まっている。また、不健全金融機関のレピュテーションリスクへの配慮だけではなく、健全金融機関による料率区分の営業活動への利用(健全金融機関であることの広告利用)も多くの先で禁止されている。

- 米国、カナダでは、当局は各区分に属する金融機関の比率を公表しているが、金融機

関は監督情報(格付)を開示できないほか、料率区分の営業活動利用は禁止されているなど、透明性と機密性のバランスを確保。フランス、イタリア、ドイツ、台湾では、料率設定の基本的枠組みのみを公表、個別情報は非開示となっている。一方、スウェーデンでは、単一の公表指標(バーゼル比率)によって各金融機関別の保険料率を算定しているが、前述のとおり非線形に分布させており、実際の保険料は把握できないような仕組みが講じられている。なお、金融機関の情報公開制限はない。

(2) 罰則規定および不服申し立て制度

制度の有効性確保のため、報告・保険料支払の虚偽・遅延に対して何らかのペナルティを科す先が多い。一方、納得性を確保する観点から、各国とも何らかの仕組みの下で不服申し立て制度を設けており、場合によっては裁判所あるいは第三者機関への提訴を認めており、一定の説明責任を果たしている。

- 米国、イタリア、台湾、スウェーデンなどでは、報告・保険料支払の虚偽・遅延に対し課徴金(遅延利息を含む)を課すほか、カナダ、フランスでは報告の遅れに対し最高料率が賦課される。さらに、ドイツ、イタリアなどでは、情報非提供や一定期間最下位区分に属する場合には早期是正措置によらず預金保険制度からの脱退を命じることができる。すなわち、預金保険機関が、実質的に金融機関に対し業務停止権限を有しており、たとえば、ドイツでは、2年連続して最低区分に属する銀行は制度から除名、イタリアでは1年間改善がみられなければ、制度からの除名(=業務停止)に関し監督当局(中銀)との協議に入るなどの仕組み

を設けており、監督権限と組み合わせる形で、可変保険料制度がより強い規律付けとして働く制度となっている。

- 米国、カナダ、台湾では書面による申し立てが可能のほか、フランス、ドイツ、イタリア、スウェーデンでは銀行委員会、調停委員会ないし裁判所など、紛争解決に第三者機関が関与する仕組みが設けられている。

(3) ガバナンス

金融機関の差別化を図る可変保険料の下では、保険料決定に係る意思決定機関構成メンバーの**利益相反問題**が発生する可能性が有り、各国とも相応の工夫を凝らしているほか、算定結果の検証も含めて可変保険料制度が適切に運営されているかどうかに関する内部・外部統制にも配意している。

- 意思決定機関構成メンバーに金融機関代表者が参加しているドイツ、イタリアなどでは、保険料や介入にかかる決定プロセスに関係金融機関代表者は不参加。
- 独立性の高い米国 FDIC では、内部監査部署を設置して、保険料の決定を含む業務全般を監査しているほか、議会が監視。カナダ、フランス、イタリアでは保険機関を MOF、監督機関、中銀のいずれかが監督。

3. 要約と若干の評価

最後に、国際比較を通じてみた保険料制度に対する若干の観察を要約として述べれば、次の3点か。

第一は、監督手法や会計規則などにみられる国際的な標準化の流れとは好対照に、預金保険

料制度に関する**ベスト・プラクティスは存在しないこと**。

第二は、預金保険制度に与えるリスクに応じて保険料を課す可変保険料制度については、金融機関の健全性確保へのインセンティブ付けや損失分担の公平性確保という観点から、均一保険料制度よりは優れた制度であるとの見方があることは事実ながら、**可変保険料制度の枠組みは各国間において、多様で一つとして同じものはないこと**。

第三に、可変保険料制度は登場してから高々10年に過ぎず、いずれの制度も金融危機ないし金融業界の全般的景況悪化を経験していないため、**制度自体が実験段階にあり、その有効性も検証済みであるとは言いがたいこと**（可変保険料制度が金融機関の健全性促進に寄与しているかどうかに関する実証研究は乏しい）。可変保険料制度を世界で初めて採用した米国においても、金融機関の個別金融機関の保険制度に与えるリスクと可変料率に一義的な対応関係を設けているわけではなく、あくまでも現行の可変保険料制度は、金融機関差別化のため、一定の割り切りの下で、リスクを反映（勘案）した仕組みに過ぎないこと、また、今後、市場情報の活用、リスク測定手法の精緻化、監督手法の変化（バーゼル II への移行）、金融統合の流れなどに応じた制度の見直しが予想されることには留意しておく必要がある。

以上

フランス・イタリアにおける金融機関差別化のための利用指標

(1) フランス

定量指標 4 種類のみ (低得点ほど良好) 各指標の得点の単純平均値で差別化 (1 点から 3 点までの間に各金融機関は分布)

項目	指標	区分	得点
健全性	Tier1 パーゼル比率	9%以上	1
		6%以上	2
		6%未満	3
収益力	ネットコスト業務収益	65%未満	1
		65%以上 70%未満	1.5
		70%以上 75%未満	2
		75%以上 85%未満	2.5
与信集中度	大口与信 10 先の対 Tier 1 比率、ただしヨーロッパ中銀制度でのリファイナンス適格先を除く	30%未満	1
		30%以上 60%未満	2
		60%以上	3
マチュリティ・ギャップ	残存期間 1 年以上の資産・負債差額/Tier 1 (残存期間 1 年以上の資産、負債が総資産・負債の 20%を超えている場合に算出)	100%未満	1
		100%以上 200%未満	2
		200%以上	3

(2) イタリア

定量指標 4 種類 5 指標のみ (低得点ほど良好) 各得点の合計値で 3 区分に差別化 (0 点、0 点超 2 点未満、2 点以上)

項目	指標	区分	得点
資産の質	貸出損失額/(資本+準備金+劣後債務)	100%超	4
		60%超	2
		40%超	1
		40%以下	0
自己資本充実度	自己資本/監督上の所要自己資本	80%未満	4
		100%未満	2
		120%未満	1
		120%以上	0
マチュリティ・ギャップ	3 種類の監督比率 (注)	3 種類とも未達	4
		2 種類未達	2
		1 種類未達	1
		未達なし	0
収益力	一般経費/純収益	85%超	4
		75%超	2
		70%超	1
		70%以下	0
	貸出損失<回収後>/総収益	80%超	4
		60%超	2
		50%超	1
		50%以下	0

(注) マチュリティ・ギャップに係る 3 種類の比率は以下のとおり:

1. (所有不動産+その他固定資産) = 自己資本、
2. 残存 5 年以上の資産 = (1.の差額 + 引当金 + 残存 5 年以上の負債 + 残存 18 ヶ月以上 5 年未満の負債 X 40% + 残存 18 ヶ月未満の負債 X 10%)
3. 残存 5 年以上の資産 = (2.の差額 + 残存 18 ヶ月以上 5 年未満の負債 X 60% + <残存 18 ヶ月未満の負債 + 残存 3 ヶ月以上 18 ヶ月未満のインターバンク負債> X 20%)

(参考文献)

【総論】

本間 勝、「世界の預金保険と銀行破綻処理」、東洋経済新報社、2002 年

小田 信之、清水 季子 「ブルーデンス政策の将来に関する一考察」『IMES Discussion Paper Series』1999 年
4 月

A. Deming-Kunt “Designing a Bank Safety Net: A Long term Perspective,” *World Bank (IBRD)*, 1999

_____ & E. Kane “Deposit Insurance around the Globe: Where Does It Work?” *IBRD*, September 1999

_____ & T. Sobaci “Deposit Insurance around the World: A Data Base,” *IBRD*, May 2000

Basel Committee for Bank Supervision (BCBS), “Core Principles for Effective Banking Supervision,”

September 1997

_____ “Deposit Protection Schemes in the Member Countries of the Basle Committee,” June 1998

_____ “The New Basel Capital Accord (Basel II),” April 2003

European Union “Directive 94/19/EC on Deposit-Guarantee Schemes,” May 1994

Financial Stability Forum (FSF) “Guidance for Developing Effective Deposit Insurance Systems,” (邦訳：
預金保険の国際ガイダンス) September 2001

G. Garcia “Deposit Insurance: A Survey of Actual and Best Practices,” *IMF Working Paper*, April 1999

_____ “Deposit Insurance and Crisis Management,” *IMF*, March 2000

International Association of Deposit Insurers (IADI) “Research & Guidance Committee: General Guidance
for Differential Premium Systems (Draft)” September 2003

J. Barth, G. Caprio & R. Levine “Banking Regulation and Supervision: What Works Best?” *BIS*, January 2002

L. Laeven “Pricing of Deposit Insurance,” *IBRD*, July 2002

N. Ketcha “Deposit Insurance System Design and Consideration,” *BIS Policy Paper No.7*, November 1999

R. Sahajwala & P. Van den Berge “Supervisory Risk Assessment and Early Warning Systems,” *BCBS*

Working Paper, December 2000

R.Vaez-Zadeh, D.Xie & E. Zoli “A Market-Oriented Deposit Insurance Scheme,” *IMF Working Paper*,
December 2002

【各国事情】

(米国)

A. Blinder & R. Wscott “Reform of Deposit Insurance: A report to the FDIC,” *FDIC*, March 2001

A. Greenspan “Testimony on Deposit Insurance,” *BIS Central Bank Articles and Speeches*, February 2003

Federal Deposit Insurance Corporation (FDIC) “FDIC Law, Regulations, Related Acts”

_____ “Keeping the Promise: Recommendations for Deposit Insurance Reform,” April 2001

_____ “Options Paper,” August 2000

_____ “Response to IADI Survey,” January 2003

_____ “Response of FDIC to IADI R&G Subcommittee,” May 2003

G. Hanc “Deposit Insurance Reform: State of the Debate,” *FDIC Banking Review*, 1999

J. Marino & R. Bennett “The Consequences of National Depositor Preference,” *FDIC Banking Review*, 1999

L. Shubit "Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?" *FDIC Working Paper*, January 2002

R. Bennett "Evaluating the Adequacy of the Deposit Insurance Fund," *FDIC Working Paper*, December 2001

R. Oshinsky "Effects of Bank Consolidation on the Bank Insurance Fund," *FDIC Working Paper*, 1999

T. Curry, P. Elmer & G. Fissel "Using Market Information to Help Identify Distresses Institutions," *FDIC Banking Review*, 2003

(カナダ)

Canada Deposit Insurance Corporation (CDIC) "Canada Deposit Insurance Corporation Act"

_____ "Canada Deposit Insurance Corporation Differential Premiums By-law," May 2002

_____ "Response to IADI Survey," January 2003

_____ "Response of CDIC to IADI R&G Subcommittee," May 2003

(ドイツ)

Association of German Banks (BDB) "The Deposit Protection Fund of the German Private Commercial Banks," October 2002

_____ "By-Laws," October 2003

Deutsche Bundesbank "Deposit protection and investor compensation in Germany," *Monthly Report*, July 2000

T. Beck "Deposit Insurance as Private Club: Is Germany a Model?" *IBRD*, February 2001

(フランス)

Fonds de Garantie des Dépôts (FGD) "Regulations 99-05, 99-06, 99-08"

_____ "Internal Regulations"

_____ "Monetary and Financial Code"

(イタリア)

Fondo Interbancario di Tutela dei Depositi (FITD) "Annual Report 2002"

_____ "Statutes and By-laws," April 2001

_____ "Response to IADI Survey," January 2003

(スウェーデン)

Deposit Guarantee Board (DGB) "The Act (1995)"

_____ "Response to IADI Survey," January 2003

(香港)

Financial Services and the Treasury Bureau "Deposit Protection Scheme Bill," April 2003

Hong Kong Monetary Authority "Introducing Deposit Insurance in Hong Kong," *Consultation Paper*, March 2002

(台湾)

Central Deposit Insurance Corporation (CDIC) "Annual Report 1999, 2000, 2001"

_____ "Deposit Insurance Act"

_____ "Response of CDIC to IADI R&G Subcommittee," May 2003

_____ "Response to IADI Survey," May 2003

(シンガポール)

Monetary Authority of Singapore “Deposit Insurance Scheme,” *Consultation Paper*, August 2002

(トルコ)

Saving Deposit Insurance Fund (SDIF) “Response of SDIF to IADI R&G Subcommittee,” May 2003

_____ “Response to IADI Survey,” June 2003

(アルゼンチン)

Seguro de Depositos S.A. (SEDESA) “Response of SEDESA to IADI R&G Subcommittee”

_____ “Annual Report,” 2002

(日本)

金融審議会 「特例措置終了後の預金保険制度及び金融機関の破綻処理のあり方について」, 1999年12月

_____ 「決裁機能の安定確保のための方策について」, 2002年9月

小田 信之 「オプション価格理論に基づく適正預金保険料率の推定」, 『金融研究』, 日本銀行, 1998年11月

深尾 光洋 「銀行の債務超過率と適正預金保険料率」, 『金融不況の実証分析』, 日本経済新聞社, 2001年9月

預金保険機構 「預金保険法」

_____ 「業務方法書」

_____ 「年報」

米国及びカナダの預金保険料制度

片岡 久議¹

預金保険機構では昨年9月以来、主要国の預金保険制度の研究を実地調査も含め行ってきている。今回、その一環として米国・カナダの預金保険制度について、保険料制度を中心に簡単に取り纏めた。

目次

1. 米国の預金保険料制度

(ア) 保険制度の概要

(イ) 米国の保険料徴収方式について

(1) 可変保険料制度と導入前後の状況

(2) 可変保険料制度の枠組みと料率設定の手法

(3) 可変保険料制度におけるその他の差別化手法に関する事項

(4) 可変保険料制度見直しの方向について

(ウ) その他保険料徴収に関連する制度

(1) 損失引当金

(2) 早期是正措置

(3) 預金者優先弁済権

(4) 政府借入

(5) 危機対応

(6) 再保険制度

(7) ガバナンス

(エ) 若干の評価

2. カナダの預金保険料制度

(ア) 保険制度の概要

(イ) カナダの保険料徴収方式について

(1) 可変保険料制度と導入前後の状況

(2) 可変保険料制度の枠組みと料率設定の手法

¹ 総務部国際室調査役(E-mail: hisanori-kataoka@dic.go.jp)。本稿の執筆は個人の資格で行ったものであり、意見にわたる部分は筆者個人に属し、預金保険機構の公式見解を示すものではない。なお、本稿作成にあたり、預金保険機構総務部の石塚上席審理役には特に有益なアドバイス、ご協力を頂いた。

(3) 可変保険料制度におけるその他の差別化手法に関する事項

(ウ) その他保険料徴収に関連する制度

- (1) 損失引当金
- (2) 経営介入手段
- (3) 破綻処理ルール
- (4) 政府借入
- (5) ガバナンス

(エ) 若干の評価

3. まとめ

(付) FDIC、CDIC 法等における保険料制度に関する条文等の抄訳

1. 米国の預金保険料制度

(ア) 保険制度の概要

米国の預金保険制度は、世界恐慌に伴う銀行破綻、預金取り付けの余波がある程度収まった 1934 年 1 月 1 日に、13,201 行の銀行が加盟して発足した、国家レベルの明示的な預金保険制度としては世界で最も古い制度である。当時は、商業銀行、相互貯蓄銀行の預金保険制度の運営主体として連邦預金保険公社 (FDIC) が、またやや遅れて、貯蓄貸付組合 (S&L) の預金保険制度運営主体として連邦貯蓄貸付保険公社 (FSLIC) が発足した。その後、検査体制の整備、破綻処理機能の強化に加え、1989 年には相次ぐ S&L 破綻に伴う救済資金の流出に対応できず業務を停止した FSLIC の機能を引継ぎ、現在では FDIC が銀行、貯蓄貸付組合の公的な付保機関および監督・検査機関として機能している²。

² FSLIC の機能を引継いだことによって FDIC では、それまでの銀行の保険を扱う銀行保険基金 (BIF) に加え、S&L の保険を扱う貯蓄機関保険基金 (SAIF) が設立され、また FSLIC の精算勘定として FSLIC 整理基金 (FRF) が FDIC 内に設置された。

FDIC は、FDIC 法に定める預金者保護の目的のもと、預金保険に加え、金融検査・監督、破綻処理、破綻金融機関債権の管理権限をもち、管掌業務、規模 (常勤役員数 5,298 人 < 2003/6 末 >) とともに世界最大の預金保険機関である。人員の約半分を広義の検査・監督業務、1 割強を法務、1 割を破綻処理・管財人業務、また内部統制、財務にそれぞれ 1 割弱ずつを割り振っている。

米国の金融監督は、OCC (通貨監督庁)、FRB (連邦準備制度理事会)、FDIC、OTS (貯蓄金融機関監督庁)、州当局が国法・州法銀行及び貯蓄金融機関の監督を分担する、錯綜した形となっている。FDIC は原則、預金保険制度加盟の銀行・S&L の全てに検査を行うことが出来るが、こうした監督業務の分担の中、主に自らが監督権限を持つ先 (連邦準備制度非加盟の州法銀行) の検査に特化し³、問題発生 of 未然防止と問題銀行への迅速対応によって、預金保険制度や納税者の負担を最小限に食い

³ FDIC がその他金融当局の付与する格付に納得できない場合は、独自の格付を適用する権限を有している。

止めることを基本理念としている⁴。

FDIC への加盟は、国法銀行、連邦準備制度 (FRS) 加盟州法銀行、国法免許の貯蓄金融機関 (S&L) については強制である。また FRS 非加盟の州法銀行、あるいは州法 S&L については任意であるものの、その殆どが加盟しており、2003/6 月現在 9,267 行が加盟している⁵。なお、FDIC は、新規加盟先に対しては付保機関としての検査 (加盟審査) を行っている。

FDIC の付保範囲は全ての要求払い預金、貯蓄預金、定期性預金であり、外貨預金、譲渡性預金、公金預金、金融機関預金、トラベラーズチェック等も保護対象となっているが、加盟銀行の外国支店で受け入れた海外預金は保護されないほか、(欧州と異なり) 投資信託や株式、債券等預金以外の投資商品も保護対象外となっている。また付保上限は 1 金融機関 1 預金者あたり 10 万ドルであるが、共同名義、信託等個人預金の別建て保護制度により、実質的には夫婦子供二人の標準家庭で 2 百万ドル程度の預金が保護されるなど、日本より広範な保護範囲を提供している⁶。現在の付保預金総額は 3.4 兆ドル⁷ (2003/6 月) と、国内

⁴ 本間 勝 著 「世界の預金保険と銀行破綻処理」 (東洋経済新報社) 2002 年、p76。

⁵ 信用組合については 1970 年より全国信用組合管理機構 <NCUA> が保険・監督を運営、約 6,500 の連邦免許信用組合と約 4,000 の州免許信用組合が加盟している。

⁶ FDIC “The Financial Institution Employee’s Guide to Deposit Insurance,” 1999 等。

⁷ FDIC が公表している付保預金残高 (estimated insured deposits) は、各金融機関が四半期ごとに FDIC に報告する名寄せ後かつ付保上限内の預金残高である (後述のカナダも同様の基準)。これは、米国やカナダでは金融機関の口座開設時に社会保険番号の提示が義務付けられるため、金融機関側で通常名寄せが行いやすい環境にあることが背景となっている。

総預金の約 65% を占めている⁸。

(イ) 米国の保険料徴収方式について

(1) 可変保険料制度と導入前後の状況

FDIC では、1980 年代の裁量的政策の失敗を踏まえた 1991 年の連邦預金保険公社改革法 (FDICIA)⁹ 施行を経て、預金保険制度改革の一環として、早期是正措置、破綻処理の最小コスト原則等にあわせて、1993 年より可変保険料制度を世界でいち早く採用している。

可変料制度導入前の米国の金融情勢を振り返ると、1970 年代末以降の金融自由化、金融政策に伴う調達金利の上昇、1980 年代半ばのエネルギー不況及び不動産不況による、関連融資の不良債権化などから、1980 年代半ば以降、テキサス州の S&L など多くの金融機関が破綻している。当時、銀行の預金保護を行っていた FDIC の付保対象先では、1980 年～1994 年の間に 1,617 件の銀行破綻が発生し

⁸ なお、金融機関総負債に占める付保預金の比率は、海外預金、マーケット調達などの選択肢の広がりに伴い、90 年代を通じて低下傾向にある。1998 年には、ホールセール銀行の JP Morgan では調達中の付保預金はほぼゼロ、CITICORP でも 11% しかない。Lynn Shibus “Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?” FDIC Working Paper January 2002 及び James A. Mariano and Rosalind L. Bennett, “The Consequences of National Depositor Preference,” FDIC Banking Review 1999 Vol.12, No.2 参照。

⁹ 1991 年の FDICIA では、自己資本充実度に基づいて金融機関の早期改善や早期退出を図る「早期是正措置」、あらゆる破綻処理手法を比較して最小コストのものを選択する「最小コスト原則」、さらには、付保預金残高の 1.25% を指定準備率として、この水準を回復するまでは、国内総預金に対し最低でも 0.23% 以上の保険料支払いを義務付ける「指定準備率制度」、可変保険料制度等の導入を決めた。

なお、FDIC の算定ベースは、指定準備率の計算は対付保預金、保険料率の計算は対国内総預金となっているが、この背景は、保険料の算定ベースを付保預金に限定した場合、金融機関が付保預金以外の調達に走る結果、歪みを生じさせる可能性があること等を考慮した結果と思われる。

ており、1934～2002年の総破綻件数 2,221 件のほぼ 7 割強がこの時期に集中したことになる。

一方、S&L の破綻は (FSLIC 及び整理信託公社 <RTC> 分を合算) 1980 年～1994 年に 1,295 件に上っており、1989 年には S&L 整理のために政府が金融機関改革救済法 (FIRREA) を施行、FSLIC の業務を当時商業銀行の預金保険制度であった FDIC に移管し、S&L 専門の保険基金 (SAIF) を設立している。また S&L の破綻処理と資産管理処分の実務機関として、当初 3 年の期限付 (のち 1996 年まで延長) で RTC を設立し、積極的な破綻処理にあたっている。

こうした破綻処理、FDICIA 施行に伴う早期是正措置などの監督体制の強化、景気回復等の影響から、1990 年代半ば以降は銀行、S&L とも破綻が沈静化し、1995 年～2002 年までの FDIC 付保先の銀行破綻は 41 件、S&L 破綻はわずか 7 件となっている¹⁰ (図 1、図 2 参照)。

なお、1980 年～1994 年までの期間に、FDIC 付保先の銀行の総処理費用¹¹は約 363 億ドルに上った¹²が、ほぼ全てが預金保険料で賄われた。一方、同時期の S&L 処理については、付保を提供していた FSLIC 自体が財政的に行き詰まり破綻したことから費用が膨らみ、S&L 処理費用約 1,600 億ドルのうち、約 1,300 億

円分は国民負担となっている¹³。

図 1 米国破綻銀行数の推移 (BIF 対象行)

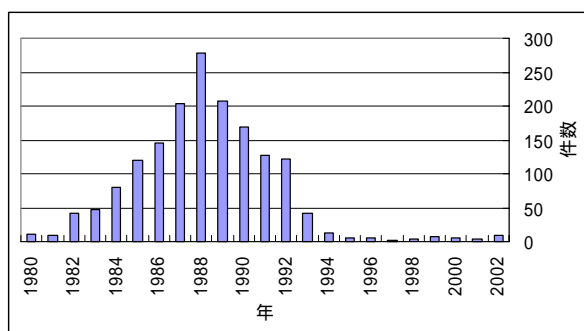


図 2 米国破綻 S&L (SAIF <含む FSLIC/RTC> 対象行) の推移

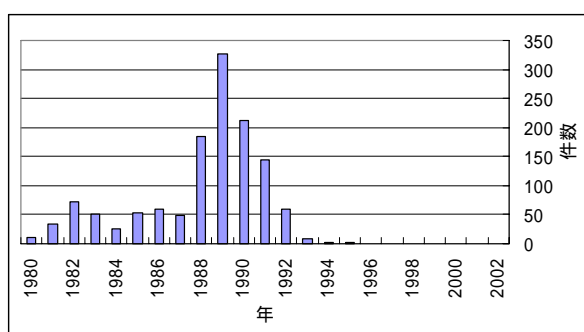


図 3、図 4 (ともに 2 ページ後) は、1980 年以降の FDIC の基金残高と収支の推移、および収支の要因分解を示したものである。FDIC の預金保険基金残高は、破綻の増加を背景に損失準備金繰入が増加し、収支が赤字化したことから、1991 年には 70 億ドルの欠損となったが、1990 年代以降の保険料率の引上げ (固定料率を 0.0833% 90 年 0.12% 91 年 0.23%¹⁴) 等による保険料収入の増加や、

¹⁰ FDIC “Statistics At A Glance,” Jun. 2003.

¹¹ ペイオフ、営業譲渡、付保預金買取り等に伴う FDIC の損失額。

¹² FDIC “Managing the Crisis – The FDIC and RTC Experience 1980-1994,” Aug. 1998、p98。

¹³ FDIC Annual Report 2002 および松本和幸「アメリカの銀行監督と破綻処理」、p18 (大蔵省財政金融研究所「フィナンシャルレビュー」1999 年 6 月号)。

¹⁴ 若干敷衍すれば、この水準は 1991 年の FDICIA に定められた、指定準備率未達時の最低賦課料率に等し

90年代半ばまでには破綻が沈静化、損失準備金の戻し入れが拡大したこと、などから、基金残高、収支が急速に改善している。

FDICでは1993年に、預金保険制度についての損失率、損失見込み額、保険基金所要額等をベースに、金融機関のリスクをある程度反映する形となる可変保険料制度を導入したが、この背景には、上述の（保険料率引上げ等による）収支改善や基金残高の積み上がりにより財務状況が安定したこと、FDICIAにより早期是正措置などの監督制度が拡充されたこと、金融機関の破綻がピークを超えたこと、等により、可変保険料制度導入の環境が整ったとの判断があったため、と考えられる。実際に、金融システムの安定化に伴い、可変保険料率導入後はむしろ、金融機関の業況改善による料率区分の上方遷移や、指定準備残高の達成 特別保険料徴収の取りやめ、などに伴い、実効保険料率（金融機関からの総保険料収入 / 国内総預金額）が低下しており¹⁵、また、損失準備金戻し入れも沈静化したこと、などから、90年代初の収支の中心的な要因であった保険料収入、損失準備金繰り入れ/戻し入れの、FDIC 収支への寄与度は低下し、現在では基金の運用収入、管理運営経費が収支それぞれの中心となっている。

い水準となっており、FDICIAでは基金が不足している際、均一料率の水準を最低限確保することを追認した形となっている。なお、現在のFDIC法では、付保預金に対する基金残高が指定準備率を下回った場合、1年以内に指定準備率を回復するために必要な料率ないしは、15年以内の期間で定める回復スケジュールに合致した料率を賦課できるとしている。

¹⁵ 銀行保険基金（BIF）の実効保険料率は、可変料率導入時（1993年）の0.244%から、1997年には0.0008%に低下。

図 3 FDIC 基金残高と収支の推移（銀行保護基金 <BIF>）

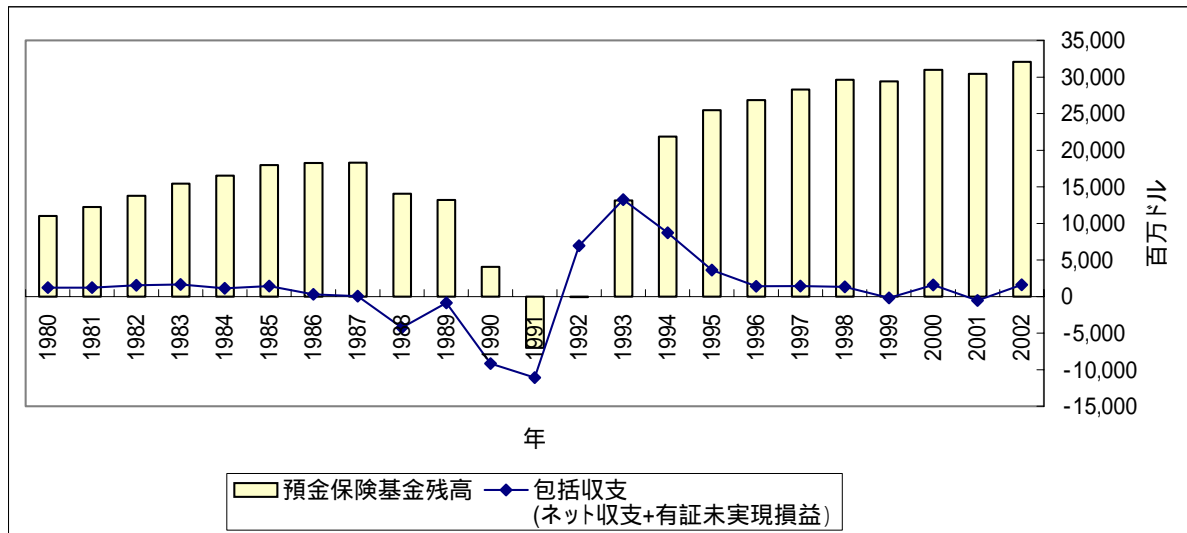
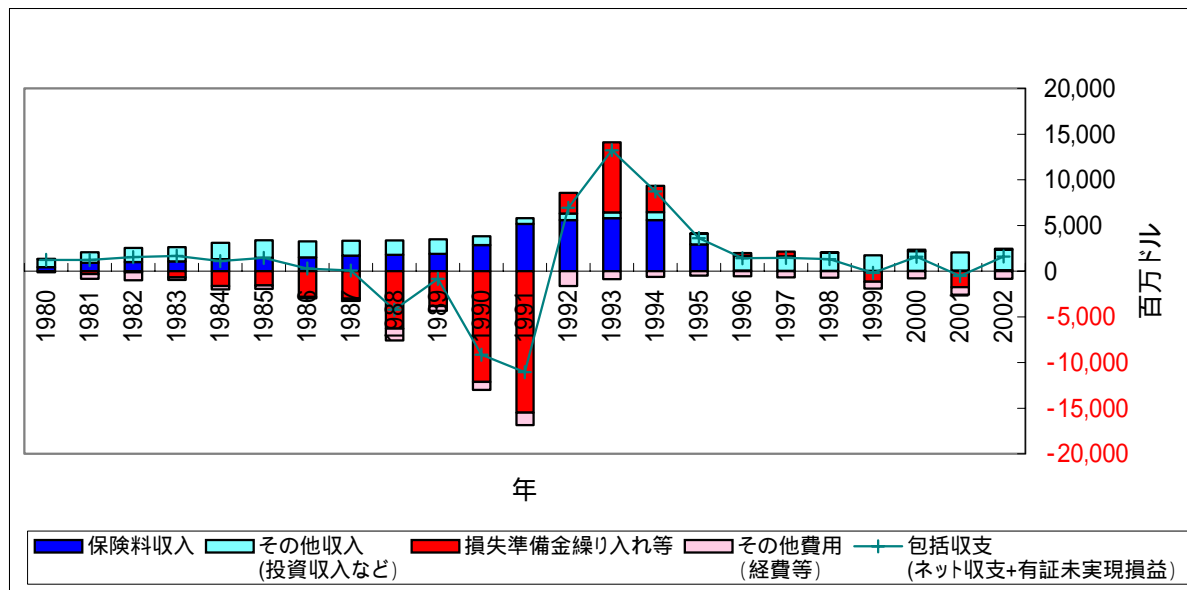


図 4 FDIC 収支要因分解



(2) 可変保険料制度の枠組みと料率設定の手法

FDIC の可変保険料制度は、損失発生の有無に係らず、保険料を引当金や準備金の形で積み上げ、破綻に備える「事前賦課方式」および、国内総預金額に金融機関ごとの保険料率

を掛け合わせ、全体の保険料収入とする「ボトムアップ方式」を採用しているが、指定準備残高との関連で保険料率が変化する仕組みを採用していることを通じて、ある程度「事後賦課方式」ないし、全体の保険料残高を視野に入れた「トップダウン方式」の要素も組

み込まれた制度となっている¹⁶。

可変保険料制度の料率の枠組みを詳しく見ると、自己資本比率（3段階）と CAMELS 格付（3段階）をほぼ同ウエイト¹⁷で、マトリックス方式で組み合わせることにより、金融機関の保険料を最大9区分に分類することを通じて、金融機関のリスク度のある程度反映し、保険料率に格差を設ける仕組みとなっている¹⁸。

表1は、米国における金融機関差別化のための利用指標をまとめたものである。自己資本比率の指標には、パーゼル比率、Tier 1 比率、Tier1/総資産が用いられている。「良好」先はそれぞれが10%以上かつ、が6%以上かつ、が5%以上であることが求められており、以下「十分」「不十分」と3段階の区分に分かれている。一方、CAMELS 格付によ

¹⁶ 「トップダウン方式」とは、所要保険料収入額を事前に決定した上で、金融機関の規模あるいはリスク度の相対評価によって保険料が割り当てられるものであり、「ボトムアップ方式」とは、個別金融機関の規模あるいはリスク度に応じた保険料の積み上げの結果として保険料総収入額が決定されるもので、金融システム全体のリスク量の変化によって、預金保険機関の保険料収入額が変動するもので、この区分方法は FDIC “Options Paper,” Aug. 2000, p11 にも示されている。

¹⁷ 厳密な意味では例えば、CAMELS 評価カテゴリーが(A)で自己資本が不十分(3)の先の料率が、同(C)(1)の先よりも低く設定されていることから、CAMELS 格付に若干高いウエイトを置いていることが分かる。

¹⁸ ある金融機関の付保預金を保護することに伴う預金保険機関の期待コスト(リスク)は、付保預金残高×付保金融機関の予想破綻確率×付保預金の予想損失率で一般的に表されるが、可変保険料制度の採用が最も早かった米国でも、こうした形で計測された期待コスト相当額を、可変保険料率に厳格に反映してはいない。「可変保険料制度」とは従って、「リスクのある程度勘案した差別的保険料制度」を一般的にさすものと解釈される。

っても金融機関はカテゴリー(A)(B)(C)の3区分に分類され、3×3のマトリックスに従って(国内総預金に対する)保険料率が決定される¹⁹。なお、現在の適用料率は表2のとおり、リスクの最も低い1A区分先(自己資本比率が1区分、CAMELS 格付区分がA区分)で、国内総預金に対し0%の料率(保険料率ゼロ)2Aおよび1B区分先で同0.03%、3Aおよび2B区分先で0.10%、1C区分先で0.17%、3Bおよび2C区分先で0.24%、リスクの最も高い3C区分先で0.27%と、6区分となっている。

表1 米国における金融機関差別化のための利用指標²⁰

自己資本比率(3指標を利用し3区分)とCAMELS評価(5段階評価を3区分)、合計9区分

	良好 (1)	十分 (2)	不十分 (3)
リスクベースの自己資本比率(パーゼル比率)	10%以上かつ	8%以上かつ	左記以外
Tier 1 のリスクベースの自己資本比率	6%以上かつ	4%以上かつ	
Tier 1 のレパレージ比率(Tier 1/総有形資産)	5%以上	4%以上	

	カテゴリー (A)	カテゴリー (B)	カテゴリー (C)
CAMELS 評価	1ないし2	3	4ないし5

(注) カテゴリー(A): ごく僅かな弱点しかもたず、財務的に健全な金融機関。カテゴリー(B): 是正しないで放置した場合、金融機関が深刻に悪化し保険基金のリスク増加をもたらす可能性を有する弱点を持つ金融機関。カテゴリー(C): 効果的な是正措置が実施されない場合には、保険基金に損失をもたらす可能性が相当にある金融機関。

¹⁹ 脚注9のとおり、FDICの保険料率算定ベースは国内総預金であるが、指定準備率計算時には算定ベースに付保預金を使用する仕組み。

²⁰ FDIC “Financial Institution Letters – Determination of Assessment Risk Classifications,” Nov. 2003 参照。

表 2 可変料率マトリックス (BIF、%)

左から順に、1993 年導入当初 1995 年 6 月 1996 年 1 月以降

	CAMELS 評定 カテゴリー (A)	カテゴリー (B)	カテゴリー (C)
自己資本 比率 良好 (1)	0.23/0.04/0.00	0.26/0.07/0.03	0.29/0.21/0.17
十分 (2)	0.26/0.07/0.03	0.29/0.14/0.10	0.30/0.28/0.24
不十分(3)	0.29/0.14/0.10	0.30/0.28/0.24	0.31/0.31/0.27

1991 年に制定された FDICIA では前述のとおり、可変保険料制度の枠組みに加えて指定準備率制度の導入を決めたが、可変保険料導入当初の 1993 年は、銀行の保険を扱う銀行保険基金 (BIF) および貯蓄貸付組合の保険を扱う貯蓄組合保険基金 (SAIF) とともに指定準備率を下回っていたため、1A 先でも 0.23%、3C 先では 0.31% の高率の保険料を賦課することとなった。

BIF は 1995 年に指定準備率を達成したが、FDIC 法では、指定準備率を達成している場合、財務状況、業務遂行状況あるいは資本充足度が不十分な先以外は保険料を賦課することができない²¹と定められていること、金融不安の後退により収支が安定してきたこと、などから、FDIC は 1996 年初には BIF の保険料率を 1A で 0%、3C で 0.27% に引き下げている。一方 SAIF では、1996 年の預金保険基金法 (Deposit Insurance Fund Act) が、指定準備率達成のため特別賦課金を導入する必要性を定めたことから、各機関一律に 0.657%

²¹ FDIC Act Section 7 (b) (2) (iii) 及び (v)。ここでいう「財務状況、業務遂行状況あるいは資本充足度が不十分」ではない先は、1A に位置する機関を指すと解釈されている。

の特別賦課金を納めさせることにより指定準備率を達成した後、1996 年 10 月から BIF と同様に 0% ~ 0.27% の料率水準に移行している。

なお、2003 年には BIF 対象金融機関数の 91.7%、SAIF 対象金融機関数の 90.6% が 1A にランクされている。FDIC 法では、新規加盟先については、加盟時検査を FDIC 自ら行っていることに加えて、理事会の決定により加盟後半年間は保険料支払いを免除することができる²²とされており、実際はまず 1A カテゴリーに分類される²³。FDIC の発表では、2001 年 4 月時点で、設立後 5 年以内の金融機関のうち、保険料を支払っていない先は 900 以上と、ほぼ新規加盟先の大部分に上っている²⁴。

(3) 可変保険料制度におけるその他の差別化手法に関する事項

可変料率において金融機関の差別化に使用される自己資本比率は、金融機関が FDIC に四半期ごとに提出する財務報告書 (Call Report) に基づき計算され、CAMELS 格付は FDIC が監督先についておよそ 1 年 ~ 1 年半に一度実施する金融機関検査に基づいて付与されている²⁵。なお、米国の可変保険料制度に

²² FDIC Act Section 7 (c) (3)。

²³ FDIC “Financial Institution Letters – Determination of Assessment Risk Classifications,” Nov. 2003 参照。

²⁴ FDIC “Keeping the Promise: Recommendations for Deposit Insurance Reform,” Apr. 2001, p.4。ちなみに、米国では金融機関の新規開設が極めて活発であり、FDIC へ新規加盟した商業銀行の数も、1995 年以降、毎年 100-200 件強で推移している。

²⁵ 米国での検査周期は原則として 12 ヶ月ごととなっており、18 ヶ月周期は自己資本比率が高い先、直近検査結果が良好な先や、総資産が 2.5 億ドル未満の先などに限られる。一方で、FDIC は 2002 年から 8 大銀行向けに常駐検査官制度を導入し、常時モニタリングも行っている。近年 FDIC は、CAMELS 格付付与のタイムラグを解消するために、財務諸表を利用した

用いられる指標は、先述のとおり定量/定性のウエイトが半々となっていることに加え、公表(自己資本比率)/非公表(CAMELS格付)のウエイトも半々となっている。なお、可変料率算定は年2回のインターバルで行われている。

金融機関が Call Report を提出する際、不正確な数字を提出した場合は罰金が課せられるほか、正当性についての金融機関代表者による宣誓を付与させることを通じて、データの正当性を確保している。こうして決定された可変料率の水準は、FDIC により各料率区分に位置する機関数の比率が公表されるほかは、一切公表を禁じており、料率区分優良先がそれを広告等に商業利用することも禁じられている²⁶。

一方、金融機関が、FDIC の定めた料率水準に不服がある場合は、90 日以内に書面による不服申し立てを FDIC に対して行う仕組みとなっているが、特段の理由が無く報告の遅延や虚偽の報告が行われた場合、それが解消されるまで、金融機関の悪意の程度(意図的なものか否か)に応じて、1日あたり 2,000 ドル~100 万ドルの罰金が課せられる²⁷。

統計的 CAMELS オフサイト格付(SCOR)手法を用いて、リアルタイムの CAMELS 格付を予想、可変料率や損失引当金算定に活かす取り組みも始められている。なお、監督機関間の格付に関する情報交換制度もある。

²⁶ 個別先の可変保険料率は公表されないことから、市場による規律付けは働きにくい反面、CAMELS 格付 4 あるいは 5 の先には、さまざまな監督上の改善圧力がかかるため、金融機関の最低料率区分からの脱却インセンティブはこの面からも働く。George Hanc, "Deposit Insurance Reform: State of the Debate," FDIC Banking Review, December 1999 参照。

²⁷ FDIC Act Section 7 (c) (4)。

また FDIC 法では、規模に応じて金融機関のリスクが異なることを反映し²⁸、BIF、SAIF それぞれの基金について、金融機関の規模に応じて異なる料率を設定することを可能とするよう予め法文上の手当てを行っている²⁹が、実際の適用例はない。

可変保険料導入にあたっては、1991 年 12 月の FDICIA により可変保険料導入が決定されてから 1993 年 1 月に制度が実施されるまで約 1 年を準備期間として、制度のインパクト等を吟味したほか、制度導入後は、当初 2 年半を経過期間と位置付け、1A と 3C の料率格差を 8bp に止めている。その後むしろ、優良先を極端に軽減されるリワード型の対応をとり、1A 先の料率を大きく引き下げる形で不良先との格差を広げ、現行では最低/最高料率の格差は BIF、SAIF とも 27bp となっている。

なお、料率の法定上限は定められていない。

(4) 可変保険料制度見直しの方向について

FDIC 法には具体的な見直し規定は無いが、米国の預金保険制度は 1991 年の FDICIA による可変保険料制度の導入決定以降、ほぼ 5

²⁸ FDIC "Options Paper," Aug. 2000, p20 などでは、大規模行では国際的分散や市場による規律付けが働く反面、小規模行では非上場、地域的あるいは業種的な偏りがあることが、FDIC に規模により異なる料率設定を認めている根拠であるとしている。実際に、Lynn Shibus "Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?" FDIC Working Paper, January 2002 によれば、1980-2000 年までの銀行破綻時における資産のロス率は、資産規模 100 億ドル超の先では 5.6%ながら、資産規模 1 億ドル未満の先では 22.4%と有意な差が生じている。

²⁹ FDIC Act Section 7 (b) (1) (D)。

年ごとに制度改定の動きがみられている。1996年には1A先の料率が0%に設定されたほか、2001年には多岐にわたるFDIC改革案が提示されており、現在上院で下院通過案と監督当局共同提案の2つが審議されている。

FDIC改革案のポイントはBIFとSAIFの統合、保険料を徴収していない1Aに属する金融機関でも過去破綻が起こっている経験を踏まえ、過去の破綻の実証分析等に基づき、破綻との説明力の高いいくつかの指標（CAMELS格付、自己資本比率に加え、利益率、不稼動資産比率、流動資産比率、成長率等）を用いて、（カナダと同様の）スコアリング方式（表3参照）で金融機関をグループ分けしたうえで、さらに1Aを3段階に分け、最低でも0.01%の保険料を賦課するほか、3C先には0.40%の保険料を賦課し、実効保険料率も現在の0.0022%から0.035%まで引き上げる、景気悪化時のプロシクリカルな影響の回避のため、預金保険基金の目標水準（現在は付保預金の1.25%）に一定の幅を持たせ、この水準を下回った場合の財政再建期間に一定の猶予を認める（現在は1年以内の回復か、最低0.23%の保険料の賦課）、付保預金上限を10万ドルから13万ドルに引き上げ、5年ごとにインフレ率を勘案し上限を見直す（下院通過案のみ）等である。

今回の法案が成立すれば、金融機関のリスクをより精緻に反映した保険料率の徴収に一歩近づくことになるが、上院での審議にかなりの時間がかかっており予断を許さない状況である。

表3 FDIC改革案で提示されているスコアリング指標³⁰

（点数が高いほど不健全な金融機関、点数・各指標における区分用の比率は例示）

スコアリング指標	点数	最大点
CAMELS 1	0	
2	1	
3	4	
4	15	
5	50	50
株式資本/資産	> 12%	0
	= 6% to 12%	1
	< 6%	14
		14
純利益/総資産	> 1.25%	0
	= 0.65% to 1.25%	1
	= 0% to 0.65%	2
	< 0%	10
		10
不稼動資産/総資産	< 1%	0
	= 1% to 3%	2
	> 3%	10
		10
抵当流れ不動産/総資産	< 1%	0
	= 1% to 3%	2
	> 3%	6
		6
非コア資本/総資産	< 15%	0
	= 15% to 30%	1
	> 30%	3
		3
流動資産/総資産	> 50%	0
	= 30% to 50%	1
	< 30%	2
		2
資産成長率	< 40%	0
	> 40%	5
		5
合計		100

（ウ）その他保険料徴収に関連する制度

（1）損失引当金

米国では、金融機関のリスクをある程度反映した可変保険料制度に加えて、向こう1年間に予想されるFDICの期待損失額³¹を引当

³⁰FDIC “Keeping the Promise: Recommendations for deposit Insurance Reform,” Apr. 2001, p10 参照。

³¹ FDICでは現在、CAMELS格付3およびそれより良好な先の破綻による損失は、「非期待損失」と位置

金でカバーするため、次の式に基づいて、CAMELS 格付が4以下の金融機関について損失引当金を積んでいる。

所要引当額 = 銀行の資産規模 × 銀行の破綻確率 × FDIC の損失率

このうち、銀行の破綻確率の計算は、以下の5グループに銀行を分類した上で、FDIC が独自に破綻確率を付与している。

100%破綻先 (FDIC の破綻処理部門が破綻処理に着手した先)

CAMELS 格付5の先で、Tier1 自己資本比率が2%未満の先

CAMELS 格付5の先で、Tier1 自己資本比率が2%以上の先

CAMELS 格付4の先で、Tier1 自己資本比率が2%未満の先

CAMELS 格付4の先で、Tier1 自己資本比率が2%以上の先

一方、FDIC の損失率の計算については、1987年から現在までの銀行破綻を資産規模別に5つに分けた上でヒストリカルな損失率を計測し、その損失率を、現在の付保先の各銀行の資産規模に応じてあてはめている。

FDIC では2003年第3四半期から、上記損失率計算の手法を精緻化し、破綻金融機関について破綻1年前のCAMELS 格付が良好であった先(非期待破綻先)と不良先(期待

付け、引当を積んでいないが、実際には1990-2000年のFDICの損失のうち18%、年平均238百万ドルは非期待損失部分であったことから、今後「非期待損失」部分についての引当の必要性を検討していくとしている。FDIC “Strengthening Financial Risk Management at the FDIC,” July 2003, p11 参照。

破綻先)に区分した上で、上記非期待破綻先と期待破綻先のグループ別に、破綻後の消費者向け貸出、企業向け貸出、有価証券等6分類の資産損失率を計算、既存の付保対象金融機関に上記の資産損失率を当てはめて、破綻時における「予想残余資産現在価値」を計算し、当該「予想残余資産現在価値」を、預金者優先弁済権(後述)を加味した負債額・弁済順位と比較することで、FDICの被る予想損失額を計算している。FDICでは今後も、破綻金融機関別の定量・定性指標による回帰分析あるいは、外部格付、株価、劣後債等の市場情報を参考としつつ、所要引当額の推計をさらに精緻化していく見通しである。

(2) 早期是正措置

1980年代の銀行、S&L破綻の一つの要因が、「(FDICを含む)監督当局による監視の弱さ(forbearance)」に起因すると見たFDIC(および議会)は、銀行の自己資本の充実度をベースに、その程度に応じて段階的に厳しい規制を課する早期是正措置を、可変保険料制度と共にFDICIAに取り入れた³²。金融機関を(可変料率制度でも使用されている)3種類の自己資本指標に基づき、「自己資本が十分」から「自己資本が危機的に不足」までの5段階に分けたうえで、それぞれの基準について可変保険料制度とある程度整合的な区分(例えば、自己資本が「十分」と見なされる先はBIS基準自己資本比率が10%以上かつTier1自己資本比率が6%以上かつTier1レバレッジ比率が5%以上等)を定め、金融監督を行っている。

早期是正措置が完全に機能していれば、理

³² FDIC Act Section 38 and 39.

論的には債務超過に至る前に金融機関の処理が行われ、預金は全額保護されるはずである。ただ、早期是正措置は自己資本が一定比率以下にならなければ発動されない一方で、可変保険料率は全ての金融機関に、ある程度リスクに見合った保険料を設定することを通じて、金融機関の行動を慎重化させるものであると考えられており、早期是正措置と可変保険料制度両方が存在することで、金融監督の有効性が高まると考えられている模様である。

表 4 早期是正措置マトリックス

資本区分	自己資本比率		
	リスクベースの自己資本比率 (パーゼル比率)	Tier 1 のリスクベースの自己資本比率	Tier 1 のレバレッジ比率 (Tier 1/総有形資産)
自己資本良好	10%以上かつ	6%以上かつ	5%以上
十分	8%以上かつ	4%以上かつ	4%以上
不十分	8%未満または	4%未満または	4%未満
きわめて不十分	6%未満または	3%未満または	3%未満
危機的に不足	上記計数に拘らず、有形資本が2%以下の先		

自己資本が不十分な先には、配当支払いの停止、モニタリング強化、資本拡充策の提出要請が行われ、自己資本が極めて不十分な先には役員報酬の停止、資本増強命令ないしは合併命令の発動、様々な業務に対する FDIC の承認が必要となるなどの規制が出される。また自己資本が危機的に不足している先では、劣後債の元利払いの停止等の規制のほか、90 日以内に状況が改善しなければ管財人や清算人が指名され、破綻処理に原則として移行することが定められている。

(3) 預金者優先弁済権

米国では 1993 年の包括予算調整法により、預金者優先弁済制度が採用された。これは、金融機関破綻時において、管財人費用、担保付債権 (担保カバー部分のみ)、国内預金 (付保及び非付保)、海外預金及び一般債権 (シニア債等)、劣後債権、株式、の順位で残余財産の分配を行うものであり、それ

まで連邦法と州法でばらばらであった清算配当の弁済順位が統一され、かつ金融破綻時における預金者保護が強化されることになった³³。ただ、州政府ごとの預金者優先制度が既に存在していたことや、金融機関破綻前に市場情報に基づいて、社債権者など非付保対象の債権者が回収に走ることから、必ずしも預金者優先弁済権と、FDIC の付保預金のロス率との間に、明確な因果関係はみられない、との意見もある³⁴。

(4) 政府借入

FDIC では保険料以外の資金調達手段として、財務長官の承認の下、政府からの借入が認められており、借入限度額は FDICIA によってそれまでの 50 億ドルから 300 億ドルへと上げられている³⁵。この他に運転資金を連邦資金調達銀行³⁶から借り入れることができる仕組みとなっており、1991 年～1992 年に FDIC では 100 億ドルほどの借入残高があったが、1993 年に完済している³⁷。

³³ FDIC, "A Brief History of Deposit Insurance in the United States," FDIC, 1998, p56. なお、世界では他にイタリアなどが預金者優先弁済制度を採用している。

³⁴ James A. Mariano and Rosalind L. Bennett, "The Consequences of National Depositor Preference," FDIC Banking Review 1999 Vol.12, No.2.

³⁵ FDIC Act Section 14. なお、償還資金は預金保険料で賄われる。

³⁶ 連邦資金調達銀行 (Federal Financing Bank) とは、1973 年の連邦資金調達銀行法により設立された政府系機関で、US Postal Service 等政府系機関の発行する債券を買い取ったり、政府保証付の貸出を行っている。

³⁷ FDIC 法では FRB からの借入について定めていないが、FRB は「最後の貸し手 (LLR)」として、流動性不足による連鎖破綻リスクが存在する場合、金融システム不安回避のために銀行に対して流動性を供給する役割を担う。最近では、2001 年の同時多発テロの際に、前週の 200 倍以上にあたる 450 億ドルの貸出、800 億ドルの公開市場操作を実施して金融不安を和らげている。FDIC の基金残高が近年増加している

(5) 危機対応

FDICIA では、破綻処理方法の選択についてあらゆる破綻処理方法を適切な割引率を用いた現在価値で比較した上で、最小コストの手段を選択しなければならないとする「最小コスト原則」が導入された³⁸が、FDIC 理事会及び FRB 理事会の 2/3 以上の賛成に基づく書面による提案があり、（大統領との協議の上で）財務長官が、ある金融機関の処理において「最小コスト原則」を使用すれば経済や金融システムに重大な負の影響をもたらすと認識し、かつ FDIC による支援がそうした影響を緩和すると判断した場合、（救済金融機関が所属する基金 < BIF あるいは SAIF > 傘下の金融機関に）特別保険料を課する形で必要資金を捻出³⁹、GAO のチェックおよび財務省による議会報告を経た上で、FDIC は金融機関を救済することができるとしている⁴⁰。ただし、そもそも最小コスト原則が「裁量的金融行政」や forbearance への反省から生まれたものであることから、議会はこの発動に極めて厳格な要件を課しており、これまでの

とはいえ、なお BIF で付保預金の 1.25%強にしか過ぎないこと、付保預金残高自体も国内総預金の 66%しかカバーしておらず、脚注 8 にみられるように大手銀行では付保預金比率が極端に低いこと、等を考えれば、FRB の LLR 機能は極めて重要であるといえる。Frederic S. Mishkin, "The Economics of Money, Banking and Financial Markets, 7th Edition," Addison-Wesley, 2004, p402-404 参照。

³⁸ FDIC Act Section 13 (c)(4)。

³⁹ FDIC Act Section 13 (c)(4)(G)(ii) には、特別保険料の料率は FDIC が決定し、算定ベースは、各金融機関の総負債額から劣後債務相当分を除いた額と決められている。大手銀行では預金以外の調達が多いが、この算定ベースを使用することにより、危機対応のために救済される可能性の高い大手銀行により高い保険料支払いを課するという考え方を取っている。Lynn Shibut "Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?" FDIC Working Paper, January 2002, p45 参照。

⁴⁰ FDIC Act Section 13 (c)(4)(G)。

ところ発動実績はない⁴¹。

(6) 再保険制度

FDIC 法には、FDIC が付保金融機関に関して被る予想損失の 10%を超えない範囲で、当該金融機関の保険料収入の全部ないし一部を再保険費用に充当する形で、民間企業による再保険を掛ける事ができるとしている⁴²。ただし FDIC は 1993 年に、政策上、あるいは実務上の複雑さから適正価格が見つけにくく⁴³、民間再保険は運営上難しいとするレポートを出しており、これまでは適用されていない。

(7) ガバナンス

FDIC の理事会メンバーは 5 名(通貨監督庁長官、貯蓄金融機関監督庁長官、3 名の大統領任命理事)。大統領任命理事は、米国民であり、うち 1 名は銀行監督経験者と定められている。大統領任命理事の中から議長、副議長を選出、理事 5 名のうち同一政党支持者は 3 名までと決まっており、料率決定等に金融機関代表者は参加していない。また内部監査部署を設置して保険料の決定を含む業務全般を監査しているほか、議会(会計検査院 < GAO > を含む)による監視も行われており、保険料率決定に関する説明責任についての工夫が成されている。

⁴¹ Lynn Shibut "Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?" FDIC Working Paper, January 2002, p45。

⁴² FDIC Act Section 7 (b)(1)(B) 参照。

⁴³ FDIC や政府による銀行処理や救済策が民間からは予測不能である為に価格設定が難しいこと、民間保険会社がリスクの少ない銀行についてのみ付保を行うことなどによって、FDIC の潜在的損失が適正に反映されない可能性があること、等が指摘されている。George Hanc, "Deposit Insurance Reform: State of the Debate," FDIC Banking Review, December 1999, p17 参照。

(エ) 若干の評価

以上、米国の預金保険制度についてみてきたが、FDIC は(連邦当局間の役割分担のもと)FRB 非加盟の州法銀行や S&L に対する検査権限や業務停止命令の発動権をもつ監督当局であり、可変保険料の運営に関してもその指標となる自己資本比率、CAMELS 格付を自ら徴求・付与できる権限を有している。また 1980 年代の金融危機を経て、1991 年には預金保険制度の大改正に取り組み、早期是正措置、預金者優先弁済権、最小コスト原則、指定準備率制度など金融機関処理・規律付けにルールに基づいた透明性の高い枠組みをいち早く整備し、可変保険料制度を補完することを通じて、90 年代半ば以降は破綻件数・基金残高とも安定した推移を見せている。

もっとも、世界で初めて可変保険料制度を導入した FDIC ですら、制度導入後たかだか 10 年強が経過したに過ぎず、金融危機ないし金融業界の全般的景況悪化を経験していないため、制度自体がなお実験段階にあることは認めている。今後、上院で審議中の可変保険料制度の改革案が実行に移されるかどうかは別としても、9 割以上の金融機関が預金保険料を支払っていない = 厳密な意味でリスクが反映されていない現状をどのように変えていくのか、スコアリング方式などリスク評価の枠組みがどのように修正され、こうした修正を通じて適正な預金保険基金額をどのように設定していくのか注目されるところである。

特に、JP Morgan Chase の Bank One との合併発表にみられるように、米国をはじめ世界の金融機関が大型化し、そのリスクも多様化、複雑化していく中で、大銀行破綻時のシ

ステムリスクの程度も非常に大きくなっていることを鑑みれば、FDIC 法に定める金融危機対応、あるいは規模に応じ異なる保険料の徴収等を、実際にどのように発動していくかという点は、各国の金融当局者の興味を引く点であろう。また、米国は欧州と異なり、付保対象に証券、保険等の預金以外の金融資産を含んでいないが、一方で家計部門の金融資産に占める現預金の比率は 11%と、日本(同 54%)と比較して極めて低く、金融商品中の預金の位置付けは低下しているといえる⁴⁴。今後、預金保険料を支払っていない預金取扱機関(料率区分で 1A 先)から保険料を徴収する場合、特に景気低迷で銀行の利ざやが縮小してくれば、多くの銀行で他業態との競争上不公平感が強まるのか、あるいは非付保預金の調達をさらに増やすことでそれほどのインパクトを受けることなく切り抜けるのかは、わが国にとっても示唆に富んだ事例を提供することとなる。

⁴⁴ 日銀調査統計局「資金循環統計の国際比較」日本銀行調査月報 2004 年 1 月号参照。

2. カナダの預金保険料制度

(ア) 保険制度の概要

カナダの預金保険運営機関のうち代表的⁴⁵な、銀行等の預金保護を行うカナダ預金保険公社（CDIC）は、1967年にカナダ預金保険公社法に基づき設立された公的機関である。CDICの設立当時は、カナダには8つの銀行しかなく、うち2大銀行が預金の7割を占める寡占状態が続いていたことに加え、信託、貸付会社が預金ビジネスに参入しようとしていた時期であり、また1965年には中規模の金融会社が破綻し無関係の信託会社への取り付け騒ぎが起きたことなどから、CDIC設立は、こうした状況下での金融システムの競争促進と柔軟性の向上、健全な発展を狙ったものとされている⁴⁶。

設立当初、CDICの機能は預金払戻しのみ業務を特化した「ペイボックス」に限定されていたこともあって組織は極めて小さく、1980年代当初でも職員数は5名程度であった。また破綻金融機関数も1980年までは累計で3件と極めて少なかったが、1980年代半ばと1990年代前半の2つの破綻の山を経る中で（後述）1987年に「金融機関及び預金保険制度に関する修正法」により、CDICは、一定の監督検査権限（実際はカナダ金融機関監督庁<OSFI>に委託）管財人、清算人として行動する権限（実際は人員やノウハウ上の制約のため、外部管財人、清算人に依存）破綻処理の事前準備検査権限（preparatory exam）、金融機関が遵守すべき規準の制定権限（Standards of Sound Business and

Financial Practices, 1992年制定）銀行、信託貸付会社のCDIC事前審査権限、などを付与され、「リスク最小型」の預金保険機関へと生まれ変わった。

現在のCDICは、CDIC法に定める「CDICの被る損失を最小化しつつ、預金保護、健全な金融実務の促進、金融システムの安定の推進」⁴⁷を行うため、上記のとおり預金保険に加え検査・監督、各種の破綻処理、資産管理処分、加盟審査、（預金保険制度からの）除名、可変料率設定などの機能・権限を有しているが、こうした多岐にわたる業務をピーク時の1992年でも94名、現状88名と比較的小規模の役職員で実施している点が特徴である⁴⁸。

カナダでは、連邦レベルの預金取扱機関（銀行及び一部信託貸付会社）の規制にかかわる当局は5つある（財務省、OSFI、金融消費者局<FCAC>、CDIC、カナダ中銀）が、CDICの理事会には当該連邦5当局の代表者が全て入っており、預金保険、破綻処理の連携を構築し易くなっているほか、金融機関監督委員会（FISC）⁴⁹、上級諮問委員会（SAC）⁵⁰などの場で、規制当局相互の密接な意見交換が行われている。また1992年からはOSFIとCDICの間で戦略提携合意（Strategic Alliance Agreement）を結び、月例ミーティ

⁴⁷ CDIC Act, Section 7 参照。

⁴⁸ CDICではVirtual Organization（VO）形式と呼ばれる、弁護士、会計士、コンサルタントなど数千人規模の外部委託人員が存在し、破綻処理などの場合に臨時採用される仕組みを採っている。

⁴⁹ OSFI長官、中銀総裁、財務副大臣、CDIC総裁がメンバーとなり、個別金融機関レベルの金融監督についての協議と意見交換を行う。

⁵⁰ 財務省内に儲けられた、マクロレベルの金融部門の法整備等を話し合う委員会で、財務副大臣が議長となり、OSFI長官、中銀総裁、CDIC総裁がメンバー。

⁴⁵ 脚注51で触れるように、CDICのほかに、信用組合に対する州単位の預金保険機関が存在する。

⁴⁶ 本間（2002）p201-202。

ングのほか、最低年1回、OSFIの検査内容に関する幅広い討議の実施、情報への相互アクセス、相互助言・提言、相互便宜供与などを行うなど、OSFIとCDICの協力関係が築かれている。

CDICは、カナダでリテール預金を取り扱う銀行（連邦免許）と信託貸付会社（連邦ないし州免許）および外銀の子会社への付保、監督を実施しており、強制加盟制度をとっている⁵¹。2003/10月末現在CDICの加盟金融機関数は86であるが、1999年に、15万ドル以上のホールセール預金のみを取り扱う金融機関は預金保険に加盟しなくて良いとする、Opt-outが認められたことや、合併などの影響から、近年、CDIC加盟機関は減少しつつある。

CDICの付保対象は、当座、定期預金等、国内で受け入れた国内通貨建て預金であり、外貨建て預金、金融機関預金、加盟機関の海外支店で受け入れた預金、銀行発行債券、投資信託内で運用されている預金のほか、期間5年超の預金が付保対象から除かれている⁵²。また付保上限は、当初1預金者1金融機関あたり2万カナダドルから始まったが、現在では6万カナダドルに上げられている。なお、信託口座、共同口座、登録退職貯蓄プラン等の中の保護対象預金は、米国と同様にそれぞれ別々に名寄せされ、それぞれ6万ドルまで保護される仕組みとなっている。CDICは現在、3,620億カナダドルの預金を保護しているが、

⁵¹ 州免許の信用組合については州当局が規制・監督を行い、州単位の預金保険機関に加盟している。

⁵² 付保期限を5年内とした背景についてCDICでは、預金保護下に置かれる口座数を8割強、かつ付保預金の総預金に占める割合を3 - 4割程度と置いて、付保期間、付保上限を調整した結果、このような期間に落ち着いたとしている。

これは全預金の34%に当たっている。

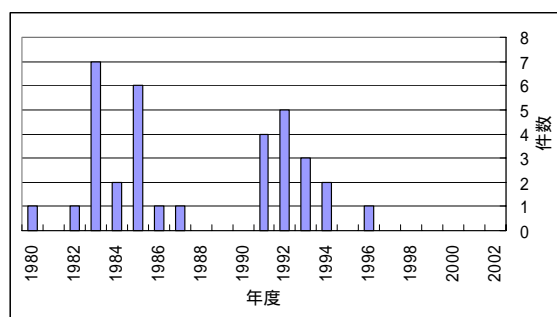
（イ）カナダの保険料徴収方式について

（1）可変保険料制度と導入前後の状況

CDICは1996年の法改正で、可変保険料制度の導入を決定、1999年より実施している。

図5は、CDIC付保対象先の1980年以降の破綻件数の推移である。先述のとおり、CDIC発足当初、極めて少なかった付保対象金融機関の破綻は、不動産不況の影響等から、1980年代半ば、および1990年代初頭に2つの大きな山をもっている。なお、景気回復、監督体制の強化（1987年にOSFI設立およびCDICのリスク最小型機関への転換等）などの奏効から、カナダでは金融機関の破綻は1997年以降発生をみていない。

図5 カナダ破綻金融機関数の推移（CDIC加盟先）



（注）1980-1992年度は1月-12月、1993-2002年度は4月-翌年3月

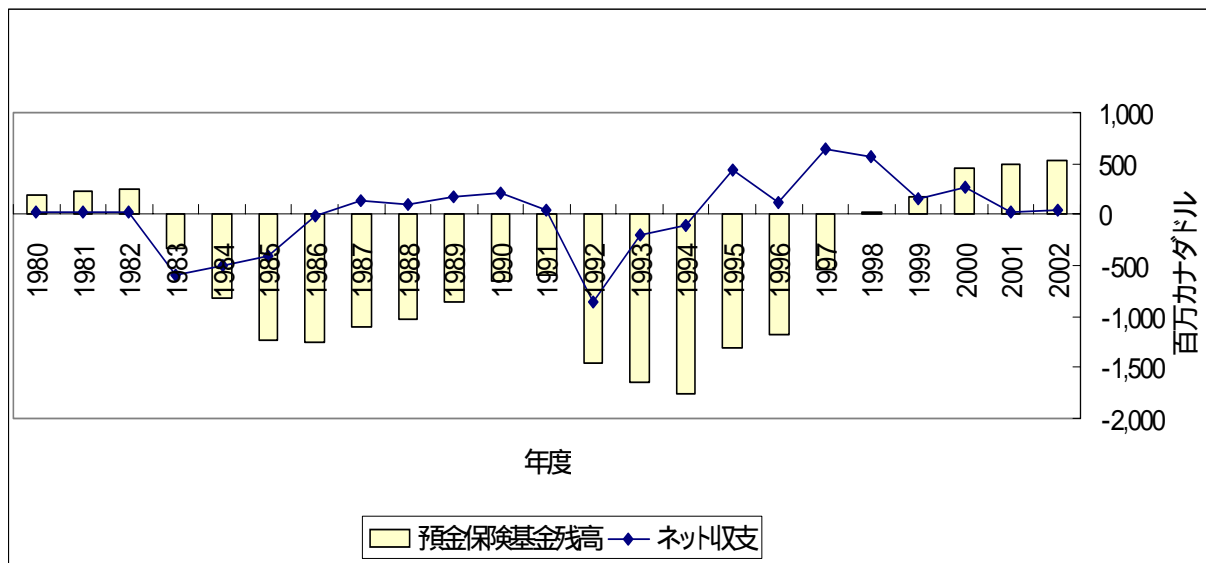
こうした中、図6、図7（2ページ後）はCDICの1980年以降の基金残高と収支の推移、および収支の要因分解を示したものである。CDICでも1980年代半ばにはFDICと同じく、金融機関の破綻の増加から収支が赤字化し、預金

保険基金残高⁵³は 1983 年には 3.3 億カナダドルの欠損となった。1990 年代初頭の 2 度目の大きな金融破綻の山を経て、基金の欠損状況が続いていたが、FDIC と同様に保険料率の引上げ（1992 年 0.1% 93 年 0.125% 94 年 0.167%）や、破綻の沈静化による損失準備金繰入の減少（戻し入れ超）などにより収支が改善した。こうした基金残高の改善・黒字化、金融破綻の沈静化を待って、CDIC は 1999 年から可変保険料制度を実施している。

なお、図 7 にみられるように、FDIC と同様の理由から、CDIC でも保険料収入、損失準備金繰入額の収支に占めるウエイトは低下し、現在では投資収入、管理運営経費のウエイトが大きくなりつつある。

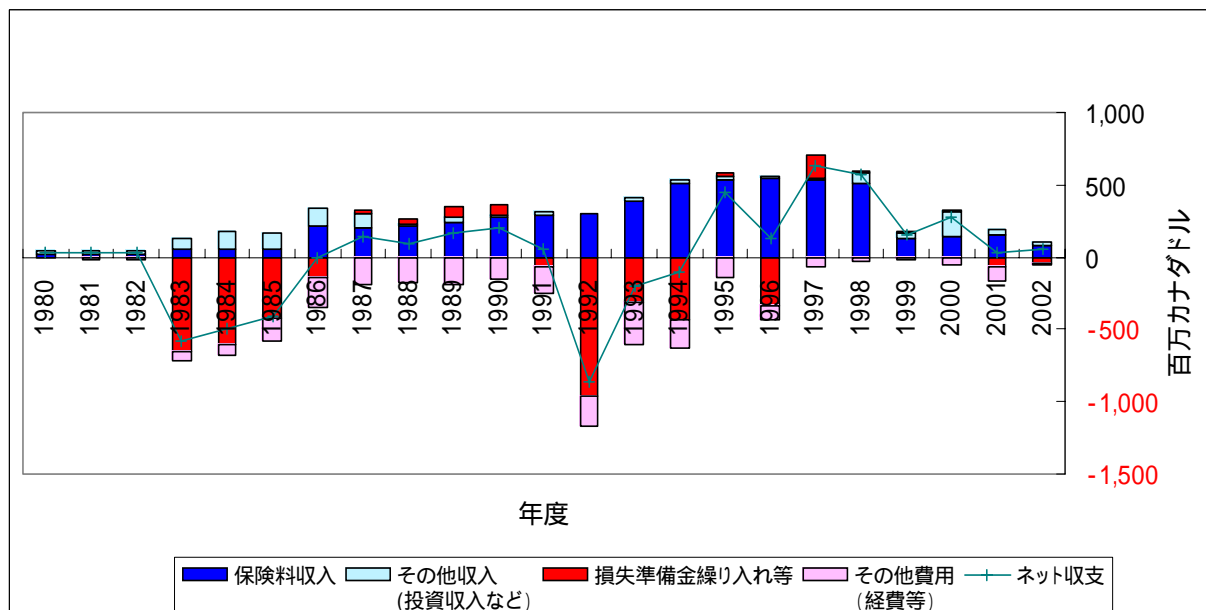
⁵³ CDIC ではいわゆる収支を積み上げた結果の資金を、Fund という言葉を使う代わりに、Accumulated Surplus という言葉で表現しているが、ここでは両者を区別せず「基金」と訳した。

図 6 CDIC 基金残高と収支の推移



(注) 1980-1992 年度は 1 月-12 月、1993-2002 年度は 4 月-翌年 3 月

図 7 CDIC 収支要因分解



(注) 1980-1992 年度は 1 月-12 月、1993-2002 年度は 4 月-翌年 3 月

(2) 可変保険料制度の枠組みと料率設定の手法

カナダの可変保険料制度は、米国と同じく、保険料を事前に積み立てる「事前賦課方式」を採っているが、CDIC 法に基づき、基金残高

の不足時には事後的に追加保険料を徴収することができるほか⁵⁴、60 億カナダドルまでの政府借入を行える⁵⁵「事後調達」も可能な

⁵⁴ CDIC Act, Section 21 等。

⁵⁵ 同 Section 10.1。なお、国会の承認があれば 60 億

仕組みとなっている。また、保険料の算出ベースの設定という観点からは、保険料率が個別行の保険料収入額を積み上げた結果で決まる「ボトムアップ方式」を採用しており、米国とは異なり目標基金残高（指定準備残高）は決められてはいない。

カナダの可変保険料方式は、さまざまなシミュレーション、分析を繰り返した結果、表5のとおり、金融機関の抱えるリスクに対する説明力の高い11種類の定量指標（最大60点）と3種類の定性指標（同40点）に、一定のウエイト（合計100点）を配分したスコアリング方式に基づき、付保預金額に対する各金融機関の保険料率を設定する手法をとっている⁵⁶。

金融機関差別化に使用される指標の数は、米国が自己資本（3種類）とCAMELS格付の4種類であるのに対し、CDICでは14種類もの定性・定量指標を使用しているが、CDICでは、こうした定量指標と定性指標の全てについてある程度の重複（例えば定量指標の自己資本比率と、定性指標の検査格付で自己資本が勘案されることなど）が存在することを認めている。ただ、例えば検査格付と自己資本比率をとってみても、それらが厳密に1対1の対応関係にはならない（検査格付では経営の質なども評価されるため、自己資本比率が

悪い先でも検査格付が悪くなるとは限らない）ため、厳密な意味では、各指標がダブルカウンティングになっているわけではない、と認識している模様である。

保険料率の区分は、スコアリングの点数に基づき最大4区分となり、第2区分、第3区分、第4区分の料率は、それぞれ第1区分（もっともリスクの低い先）の料率の2倍、4倍、8倍という比例関係で決められている。現在では表6のとおり、第1区分先（スコアリング評点80点以上）が0.02%、第2区分先（同65点以上80点未満）が0.04%、第3区分先（同50点以上65点未満）が0.08%、第4区分先（同50点未満）が0.16%となっている。なお、保険料率区分はFDIC（最大9区分）と比較して少ないが、これはCDIC加盟機関数が86先と、FDIC（9,267先）と比較して少ないため、区分を多数設けすぎることによる健全経営へのインセンティブの低下、運用の煩雑さ等を懸念したためと考えられる。

なお、毎年の保険料の上限、下限はCDIC法で定められており、上限は5,000カナダドルないし付保預金に0.33%を掛けた額のうちどちらか大きい額⁵⁷、下限は実質5,000カナダドル⁵⁸と決められている。

ドル以上の借入が可能。ピーク時の借入残高は1993年に37億カナダドルに達したが、1998年までに全て返済、現在は基金が黒字を確保していることもあって、政府借入残高はゼロ。なお、CDICでは不良債権処理に関して、ロスを生ずる形で公的資金が注入されたことは一度もない。

⁵⁶ 当初は定量、定性とも同等のウエイトを付与することも検討されたが、より客観性を高め傘下金融機関の納得性を高めるために、定量部分のウエイトを増やした模様。

⁵⁷ CDIC Act Section 21(4)。

⁵⁸ CDIC Act Section 21(1)およびCDIC Differential Premiums By-law Section 4(1)。

表 5 カナダにおける金融機関差別化のための利用指標⁵⁹

定性・定量指標に基づくスコアリング(得点が高いほど健全)

第1区分 80点以上、第2区分 65点以上、第3区分 50点以上、第4区分 50点未満

対象指標	評価水準	最高点	配点
(資本に係る定量指標):			
(自己資本健全性) 資産/資本倍率 Tier 1/リスク資産 リスクベース自己資本比率	20 以下、23 以下、23 超 7%以上、4%以上、4%未満 10%以上、8%以上、8%未満	20	全指標 20、13、0
(その他の定量指標):			
(収益力)			
リスクベース ROA	1.15%以上、0.75%以上、0.75%未 満	5	5、3、0
純利益のボラティリティ:過去 5 年間の標準偏 差/平均	0、0.5、1.25	5	5、3、0
直近純利益 - 過去 5 年の標準偏差	2 標準偏差 0 以上、1 標準偏差 0 以上、1 標準偏差 0 未満	5	5、3、0
(効率性)			
非金利費用/純収益	60%以下、80%以下、80%超	5	5、3、0
(資産の質)			
不良資産額<有価証券未実現損を含む>/自己 資本	20%未満、40%未満、40%以上	5	5、3、0
(資産の集中度)			
総資本の 10%以上の与信相手先合計<リスク調 整後>/総資本	200%未満、400%未満、400%以上	5	5、3、0
モーゲッジ与信/(モーゲッジ与信+非モーゲ ッジ与信+有価証券+アクセプタンス)	モーゲッジ種類ごとに比率を設 けスコアリング(全体で 10%)	5	5、3、0
産業別エクスポージャー額<リスク調整後>/総 資本	250%未満、500%未満、500%以上	5	5、3、0
定量指標小計		60	
(定性指標)			
検査格付	5 段階	25	25、18、11、4、0
CDIC 基準遵守度	26 項目(注 1)	10	10、9、6、3、0
その他情報	(注 2)	5	5、3、0
定性指標小計		40	
総合点		100	

(注 1) CDIC Standards とは、1992 年から CDIC が金融機関の健全性促進のため、内部管理、流動性管理、金利リスク管理、外為リスク管理、信用リスク管理、証券ポートフォリオ、不動産評価、資本管理の 8 つの領域に関し 26 項目の基準を定め、一定期間ごとに金融機関経営陣に履行状況を自己申告させている監督手段で、遵守状況に問題がある場合は預金保険の取り上げを含むペナルティーを与えるもの。可変料率評価上は 10 ポイントのウエイトを付与している。

(注 2) 民間機関の格付、支援措置の有無、アナリストの見解など。

⁵⁹ CDIC Act および CDIC Differential Premiums By-Law より作成。

表 6 スコアリング区分と保険料率

評点	区分	付保預金に対する保険料率 (%)		
		1999/2000 年度	2001 年度	2002 年度
80 点以上	1	0.04	0.04	0.02
65 点以上 80 点未満	2	0.08	0.08	0.04
50 点以上 65 点未満	3	0.16	0.16	0.08
50 点未満	4	0.16	0.33	0.16

CDIC では各区分に属する金融機関の比率を公表している⁶⁰が、現在では区分 1 に 78%、区分 2 に 14%の金融機関が所属しており、FDIC と同様に大部分の金融機関が優良先に分類されている。なお、制度加盟 2 年以内の新規先は、(加盟前に健全性審査を行っていることから)自動的に区分 1 の最良先に分類される。

カナダでは 1999 年の可変保険料率導入の結果、実効保険料率は 1998 年の 0.167%から、0.042%へと大きく低下した。CDIC では基金の積み上がり等を反映して、2002 年度には各料率を半減させているが、可変保険料制度導入が多くの金融機関にとって保険料負担の軽減という形で始まったことが、制度の定着に大いに役立ったと考えられる。

(3) 可変保険料制度におけるその他の差別化手法に関する事項

可変料率のスコアリングに用いられる定量指標はいずれも電子ファイルの形で CDIC に監査済みデータが直接提出されている。一方、定性指標は基本的に非公開のものが大部分であるが(その他情報の一部を除く)、検査情報

に関しては OSFI との戦略提携合意に基づき OSFI から CDIC が提供を受けるほか、CDIC 規準の遵守状況、その他情報については CDIC が独自に設定、徴求することで正当性を確保している。

料率算定インターバルは年 1 回であり、金融機関は毎年 4 月末までに前年の定量データを CDIC に報告するよう求められている。報告の遅延に関しては罰金や利息が課せられるほか、当該金融機関ないしはその子会社の第 4 区分への割当(=最高料率の賦課)、特別保険料の上乗せ、遵守命令の発動ないしは、30 日以上前の事前予告をもって、預金保険制度からの脱退をさせることができる、という罰則規定が設けられている⁶¹。

金融機関が CDIC の示した可変料率区分に不服がある場合には、CDIC が年 1 回行うヒアリングの席上で意見を申し立てることが可能なほか、さらに不服がある場合には裁判所に提訴することも可能である。ただし、訴訟を起こす場合に銀行は全ての関係データを公表した上で、CDIC とどの部分に意見の相違があるか自ら明らかにすることを求められている

⁶⁰ 個別行に対する料率は非開示情報。また各金融機関が料率を公表することも禁じられており、商業利用も出来ない。

⁶¹ CDIC Differential Premiums By-Law Section 12、CDIC Act Section 25、25.1、31、52(2)。

ため、実際に訴訟を起こすケースはほぼ皆無である模様である。

なお CDIC では FDIC と異なり、金融機関の規模別に異なる料率を適用する枠組みは用意されていない。

可変保険料導入にあたっては、1996 年の法改正後 1999 年まで約 2 年間の準備期間を設けており、他国制度、民間格付手法の研究や、制度設計・協議プロセス等にある程度の時間が費やされた模様である。また CDIC では可変保険料率の導入直後、当初 2 年間は経過措置として区分 4 の銀行についても区分 3 と同じ料率を適用し、最不良先でも支払い保険料率が可変料率導入前の固定料率を上回らないようにしたほか、1999 年度、2000 年度には全ての金融機関の定量部分の評点をそれぞれ 20%、10% 分上乘せし、緩和措置をとっている⁶²。

カナダでは銀行法が見直されるほぼ 5 年ごとに預金保険法も見直しすることが通例であり、現在、スコアリングのウエイト付け方法を含めた制度の全面的改正を計画しており、当局との擦り合わせ、理事会の了承などが得られれば、2005 年度から制度を変更する予定となっている。

(ウ) その他保険料徴収に関連する制度 (1) 損失引当金

CDIC は可変保険料制度によって、ある程度金融機関が預金保険制度に与えるリスクを保険料率に反映させようとしているが、一方で少なくとも期待損失をカバーする資金として、

⁶² CDIC Annual Report 1999/2000 p18.

各銀行別の破綻確率に応じた一般損失引当金⁶³を積み、また非期待損失(確率的に想定外の破綻に伴う損失)をカバーする資金として、剰余金、政府からの借入等を充当する考え方をとっている。

一般引当金の所要引当額の計算は FDIC とほぼ同様であるが、

期待損失をカバーする所要引当額 = 付保預金残高 × 金融機関の期待破綻率 × 付保預金の期待損失率

と置いた上で、1)金融機関の期待破綻率を、Moody's、S&P および Moody's KMV 社のデフォルト計数を一定の方法で加重平均した上で、CDIC 独自の調整を加えて算出し、2)付保預金の期待損失率を、CDIC がリスク最小型機関となった 1987 年以降の破綻処理における付保預金ロス率の単純平均値を算出して、所要引当額を計算している⁶⁴。

(2) 経営介入手段

CDIC では、金融機関のリスクアセスメント⁶⁵、不良金融機関に対する(業務の制限等の)

⁶³ CDIC 加盟金融機関のうちごく少数の要注意先(watch-list members)については別途、特別引当金を積んでいる。

⁶⁴ こうしたリスク評価の仕組みを可変保険料制度にそのまま応用しない理由については、可変保険料制度における金融機関差別化のための各指標が、計量分析等の結果に基づき、すでに金融機関の CDIC に与えるリスクに対する高い説明力を持つと CDIC では認識していること、可変保険料制度における「その他情報」の項目に、民間機関の格付情報等を既に織り込んでいること、付保対象先の全てが格付を有している、あるいは(KMV モデルの前提となる)株式上場を達成しているとは限らず、従って保険料徴収については、金融機関に対し、より納得性の高い指標を提示する必要があること、等のためではないかとみられる。

⁶⁵ リスク評価プロファイル(RAP)というフレーム

文書による指導、(先述したように)可変料率の報告の遅滞や CDIC の指導に従わない場合のペナルティ的な可変料率の上乗せ (Premium Surcharge) 年次検査(実際には CDIC に代わって OSFI が実施)、特別検査(破綻処理を前提に資産負債状況の調査等を行うもの)等、破綻の未然防止あるいは破綻処理のために、さまざまな介入の手段、枠組みを持っている。

これらの介入の枠組みの中で、CDIC と OSFI が共同で設定している 5 段階の「介入の指針」(Guide to Intervention)は、金融機関の CAMELS 格付、流動性、自己資本等を総合的に勘案した上で、各金融機関をステージ 0 (問題なし)からステージ 4(存続可能性なし、OSFI による業務停止命令の発動対象)までの 5 段階に区分し、それぞれの段階に必要な当局の介入・指導項目を定めたもので、米国や日本の早期是正措置に近い仕組みとなっているが、各段階は自己資本と整合的な区分がなされているわけではなく、CAMELS 格付、流動性、自己資本などを総合的に勘案して判断するなど、ある程度の裁量が働いている⁶⁶。

なお、こうした様々な金融機関経営への介入については、CDIC 法などで免責規定が定め

ワークを用い、各金融機関を 財務状況(金融機関の資産、資本、収益、流動性の状況等)、 検査関連情報(検査情報の分析、検査評点、「介入の指針」に基づく介入段階の評価等)、 市場情報(外部格付、株価、劣後債スプレッド等)、 CDIC 情報(CDIC 基準の遵守度、可変料率スコア、その他モニタリング情報)、 外部環境(マクロ経済状況、金融セクターの状況、当該金融機関の業界内ポジション、競争環境等)の 5 つの項目合計で 100 点になるようにウエイト付けし、リスク評価を実施している。

⁶⁶ 各ステージの具体的な介入手段の詳細については、本間(2002) p210-215 を参照。

られており、CDIC の役職員がその業務の遂行において損害賠償を請求されるリスクを排除している。⁶⁷

(3) 破綻処理ルール

CDIC では 1967 年の発足以来、43 件の破綻処理を実施しているが、うち 28 件がペイオフ方式(残りは P&A 等)で処理されている。CDIC 法には、CDIC の業務遂行において「CDIC の被るコストを最小化することを考慮」して⁶⁸、破綻処理手法のうち現在価値基準に照らした最小コストのものを原則として採択することとされているが、実際には金融システムに与える影響、P&A 方式における買い手の有無、金融機関の規模や P&A 譲渡後の受け皿機関の経営見通し等を勘案し、ペイオフ方式が主流となっている。なお、カナダでは預金者優先弁済権を定めておらず、ペイオフ時の弁済順位は一般債権者と同位となっている。

(4) 政府借入

CDIC では保険料以外の調達手段として、先述のとおり国庫借入制度を設けている⁶⁹。

(5) ガバナンス

CDIC 理事会メンバー 11 名のうち 5 名の職権理事は財務副大臣、OSFI 長官と副長官、FCAC 委員長、カナダ中銀総裁等公的機関の代表が入っている。残り 5 名は金融関係弁護士、コンサルタント等民間有識者(民間金融機関を除く)から財務省が任命する。議長は CDIC 出身者が就任し、内閣が任命することと

⁶⁷ CDIC Act Section 45.1 および Financial Administration Act Section 119。

⁶⁸ CDIC Act, Section 7 参照。

⁶⁹脚注 55 を参照。

なっており、保険料率決定に関する利益相反を避ける仕組みとなっている。

(エ) 若干の評価

CDIC は、実際の検査業務は OSFI に委託しているものの、付保対象金融機関への検査、CDIC の指導に従わない金融機関の業務停止（預金保険の付保停止による実質的な業務停止）命令の発動、破綻処理等、かなり強力な権限を有している。ただ、発足当時はペイボックス型のごく小さな権限しかない預金保険機関であり、1987 年の法改正により組織や業務の大幅見直しが行われた経緯は、わが国の預金保険機構とやや似ている点である。また、金融機関の数が 80 行程度と少ないこともあるが、こうした広い守備範囲の業務を 90 名弱の比較的小規模の人員で行い、破綻処理の際には必要に応じて外部のコンサルタントや弁護士などに業務委託を行うことで対応するなど、効率的な組織運営を目指していることも特徴の一つである。

1999 年の可変保険料導入にあたっては、計量分析などを通じて関連性の高い指標を抽出した上で、比較的透明性の高い定量指標を 6 割のウエイトで、また「建設的曖昧さ」を保つために定性指標を 4 割のウエイトで組み合わせ、（欧州などで使用されている定量指標のみに基づく可変保険料制度と比較すれば）制度運営コストは割高となるものの、ある程度精緻なリスク評価が実施されており、これらを CDIC 規準の遵守度評価やモニタリング、「介入の指針」に基づく早期是正措置と組み合わせることで金融システムの安定、基金残高の安定的推移を実現している。近年では FDIC の預金保険制度改革案の中でも、

CDIC 型スコアリング方式への移行が検討されるなど、各国の可変保険料制度のモデルとなる動きも出てきている。

ただ、特にカナダの場合は 1997 年以降、付保対象金融機関の破綻が 1 件もないなど、可変保険料制度導入後に金融システム不安を経験していない点から、米国と同様、今後破綻が生じた場合の制度の適切性について、なお検証の余地が残されているともいえる。

3. まとめ

以上、米国とカナダの預金保険制度について、保険料率に係わる事項を中心にまとめてきた。FDIC、CDIC とも強力な権限をもつ監督当局であり、可変保険料制度の運営に関しても関連情報の収集手段、金融機関への指導をはじめ必ずしも日本の預金保険機構とは一概に比較できない部分もある。また可変保険料制度導入後に金融危機ないし金融業界の全般的景況悪化を経験していないため、制度自体がなお実験段階にあることも事実である。

しかしながら、可変保険料制度導入後の両国の状況をみると、各保険料率区分に当てはまる銀行の割合を公表していることもあって、金融機関側では最優良料区分へのランク付けを目標に経営に取り組むことが見て取れるなど、可変保険料制度が健全性確保のインセンティブ付けや、公平性確保に役立つよう、（他の金融監督手段を組み合わせながら）それぞれの預金保険当局が意を用いていることがわかる。加えて、両国において可変保険料制度が定着し、基金残高も安定的な推移を見せている背景には、可変料率導入前に、特別保険料などの料率引上げなどにより赤字解消、

基金財務の改善に取り組んでいたこと、景気回復により金融システム不安が沈静化していたこと、早期是正措置、モニタリング等監督手法の精緻化によりリスク管理システムが確立され、不良先の早期発見・是正・退出が可能な仕組みとなっていたこと、などから、可変保険料制度導入により実効保険料率が低下し、多くの金融機関の保険料支払額が減少、制度受入れに役立ったということも見逃せな

い要因の一つである。また、両国では可変保険料制度実施前に 1-2 年の準備期間、実施後の経過措置を十分取り、金融機関の納得性を高めていることも事実である。今後、わが国が保険料制度の見直しを考える場合、こうした点を考慮しつつ、拙速を避け、あるべき姿を十分に議論を尽くして検討していくことが必要となるだろう。

以上

(参考文献)

(米国)

本間 勝「世界の預金保険と銀行破綻処理」、東洋経済新報社、2002 年

松本和幸「アメリカの銀行監督と破綻処理」、『フィナンシャルレビュー』1999 年 6 月号、大蔵省財政金融研究所、1999 年 6 月

日銀調査統計局「資金循環統計の国際比較」、『日本銀行調査月報』2004 年 1 月

FDIC Act

_____ “A Brief History of Deposit Insurance in the United States,” 1998

_____ “Annual Report 2002”

_____ “The Financial Institution Employee’s Guide to Deposit Insurance,” 1999

_____ “Financial Institution Letters – Determination of Assessment Risk Classifications,” Nov. 2003

_____ “Keeping the Promise: Recommendations for Deposit Insurance Reform,” Apr.2001

_____ “Managing the Crisis – The FDIC and RTC Experience 1980-1994,” Aug. 1998

_____ “Options Paper,” Aug. 2000

_____ “Statistics At A Glance,” Jun. 2003

_____ “Strengthening Financial Risk Management at the FDIC,” July 2003

_____ Web Site (<http://www.fdic.gov/>)

Frederic S. Mishkin, “The Economics of Money, Banking and Financial Markets, 7th Edition,”
Addison-Wesley, 2004

George Hanc, “Deposit Insurance Reform: State of the Debate,” *FDIC Banking Review*, December 1999

James A. Mariano and Rosalind L. Bennett, “The Consequences of National Depositor Preference,” *FDIC Banking Review*, 1999, Vol.12, No.2

Lynn Shibut “Should Bank Liability Structure Influence Deposit Insurance Pricing?” *FDIC Working Paper*,
January 2002

(カナダ)

本間 勝「世界の預金保険と銀行破綻処理」、東洋経済新報社、2002 年

CDIC Act

_____ Differential Premiums By-Law

_____ “Annual Report 1999/2000, 2003”

_____ Web Site (<http://www.cdic.ca/>)

Financial Administration Act

(付) FDIC、CDIC 法等における保険料制度に関する条文等の抄訳

読者の参考として、FDIC あるいは CDIC 法・付則等における保険料制度関連箇所を抄訳した。

FDIC 法における関連条文

第7章 (Section 7)

(a) [訳出 略]

(b) 保険料 (Assessments)

(1) リスクに則した料率制度 (Risk-based Assessment System)

(A) 付保預金取扱機関の制定: 理事会 (The Board of Directors) は、定めにより、付保預金取扱機関 (insured depository institutions) に対し、リスクに則した料率制度を設けなければならない。

(B) 民間再保険 (Private Reinsurance) の取得: 本制度を運営するに当たり、FDIC (the Corporation) は以下の措置を講じることができる。

(i) 付保預金取扱機関が FDIC に対して発生させる損失の 10% を超えない範囲で民間による再保険を掛けること、及び、

(ii) 再保険費用は当該付保預金取扱機関に掛ける半年毎の保険料収入 (全額ないし一部) をもって当てること、

(C) リスクに則した料率制度の定義: 本節における「リスクに則した料率制度」とは、以下に述べる諸事項に基づいて、付保預金取扱機関の半年毎の保険料 (semiannual assessment) を計算するための制度を指す。

(i) 以下の諸点に起因するリスクを考慮したうえで、付保預金取扱機関が預金保険基金にもたらず損失の確率 (probability)、

(I) 資産の内容 (categories) と集中度 (concentrations)、

(II) 付保ないし非付保、あるいは非偶発ないし偶発、それぞれを含めた負債の内容と集中度、及び、

(III) 損失確率を評価する上で、FDIC が関連があると判断するその他の要因 (factors)

(ii) 見込まれる損失額 (the likely amount)、及び

(iii) 預金保険基金の所要収入額

(D) 異なるリスクに則した料率制度: 理事会は、それぞれの保険基金 (訳注: BIF および SAIF) において、付保預金取扱機関の規模の大小に応じた別個の制度を制定することができる。

(2) 保険料の設定

(A) 指定準備率 (designated reserve ratio) を達成し、維持すること

(i) 原則: 理事会は、以下に定める必要な場合に、かつ必要な範囲に限って、付保預金取扱機関に対する半年毎の保険料を賦課しなければならない。

(I) それぞれの保険基金の準備率を指定準備率に維持すること、もしくは

(II) 準備率が指定準備率を下回っている場合は、準備率を (3) に定める指定準備率に引き上げること。

(ii) 考慮すべき事項: 上記 (i) を行なう上で、理事会は、保険基金に係る以下の事項を考慮しなければならない。

(I) 業務運営経費見込み額、

(II) 破綻処理に係る支出及び収入、

(III) 保険料が付保預金取扱機関の収益及び資本に及ぼす影響、及び

(IV) 理事会が適切と認めるその他の事項

(iii) 保険料に関する制限:以下の(v)で定める場合を除き、理事会は、以下に定める場合に必要となる額を上回って、保険基金に係る半年毎の保険料を賦課してはならない。

(I) 保険基金の準備率を指定準備率に維持すること、もしくは

(II) 準備率が指定準備率を下回っている場合は、準備率を指定準備率に引き上げること。

(iv) 指定準備率:それぞれの保険基金に係る各年の指定準備率は、以下に定めるものでなければならない。

(i) 推定付保預金額の1.25%、もしくは

(ii) 理事会が、保険基金に対し今後多大な損失をもたらしかねない重大なリスクが発生している状況のもと、当該年について正当化できると判断した場合は、推定付保預金額に対し上記を上回る率。

(v) 保険料に関する制限の除外:理事会は、付保預金取扱機関であって、Section38に規定する、財務状況、業務遂行状況あるいはコンプライアンス状況においてやや不十分(moderately severe)から不十分(unsatisfactory)の範疇に分類される先、あるいは資本充足度が不十分(not well capitalized)な先に対しては、(i)および(iii)で認められた額を上回る半年毎の保険料を賦課することができる。

(B) 各保険基金の取扱い:理事会は以下の対応をしなければならない。

(i) 付保預金取扱機関に対する半年毎の保険料は、それぞれの保険基金毎に別個に定めること、及び

(ii) 指定準備率は、それぞれの保険基金毎に別個に定めること。

(C) 保険料の通知:FDICは、個々の付保預金取扱機関に対し、その機関が納付すべき半年毎の保険料を通知しなければならない。

(D) [削除]

(E) 最低保険料:FDICは可変保険料制度の設定にあたり、当該基金のためにSection14に定める借入を行っている場合、あるいは当該基金の残高が指定準備率を達成していない場合には、半年毎の保険料支払い総額が以下に定める額を上回るように設定する必要がある。

(i) 1991年7月15日時点で有効であるSection7(b)(保険料率)について、現在も有効であると仮定した場合の(保険料)額

(ii) 1991年7月15日時点の保険料率が、現在も支払われていると仮定した場合の(保険料)額

(iii) この条項の他の箇所の規定に拘らず、1996年の預金保険基金法の発効後、1998年12月31日までの期間においては、SAIFに所属する金融機関の保険料率が、預金保険基金に対し同程度のリスクを有するBIF所属の金融機関の保険料率を下回らないとした場合の額

(F) SAIFに対する経過措置:SAIFについては、FDICIA Section302(a)による修正が発効して後1997年12月31日までの期間は、以下の条項を適用する。

(i) 上記(A)(i)(II)は、「(3)に定めるとおり」という一文がないものとして適用する

(ii) 上記(E)については、「1991年7月15日時点で有効であるSection7(b)(保険料率)について、現在も有効であると仮定した場合の(保険料)額」という一文を除いて考える

(G) 預金保険基金が指定準備率を達成するまでの措置:ある基金が指定準備率を未だ達成していない場合、FDIC は上記(1)に定める可変保険料率を預金取扱機関に適用する際に、その最高料率を(可変料率制度の下での)平均料率+10BPを下回らない範囲で定めることができる。

(H) バンク・エンタープライズ法(Bank Enterprise Act)による取り決め:[訳出 略]

(3) 不足している基金の積み増しのための特別ルール:

(A) 概要: 上記(2)(F)(SAIF経過措置)に定めるところを除いて、ある基金が(2)(A)(iv)に定める指定準備率に達しない場合は、理事会は半期ごとの保険料率を以下のとおり定めなければならない

(i) 当該基金の準備率を、(当該保険料率が定められて後)1年以内に指定準備率まで引上げることができるに足る保険料率

(ii) 下記(B)のスケジュールに沿い、FDIC が公表するものと合致する保険料率

(B) 基金積み増しスケジュール: (A)(ii)のためにFDICは、15年以内に指定準備率を達成するような目標準備率を明記したスケジュールを公表しなければならない。

(C) スケジュールの修正: FDICは上記(B)のスケジュールについて、スケジュールの延長がSAIFにおける(基金のロス額をネットした)半年毎の保険料収入を最大化すると判断する場合、スケジュールを修正することができる。

(D) SAIF加盟先への適用: SAIF加盟先へこの(基金積み増しに関する)条項を適用する時期は、1998年1月1日とする。

(4) 半年の定義: 半年とは1月1日から6月30日まで、もしくは7月1日から12月31日までをいう。

(5) 記録の保持: それぞれの付保預金取扱機関は、半年毎の保険料の適切性を検証するためにFDICが必要とする全ての記録を保持しなければならない。付保預金取扱機関は、この目的のために、正当な財務報告書(certified statement)の提出時から5年を超えての記録保持は求められない。ただし、保険料金額を巡ってFDICと争いが発生している場合、当該付保預金取扱機関は、その終るまでの間、記録を保持しなければならない。

(6) 非常時における特別保険料(emergency special assessments): 以下に定める場合に、本節で定める保険料とは別に、FDICは、単一ないし複数の特別保険料を決定し、付保預金取扱機関に賦課することができる。

(A) 以下への対応が必要な場合、

(i) 財務省からの借入を返済する必要がある場合、

(ii) FDICの発行債務の返済およびBIF対象付保預金取扱機関からの借入返済に必要な場合、もしくは

(iii) FDICが必要とみなした場合

(B) BIFおよびSAIFの加盟先のために利用される当該借入額を反映するように保険料が分配される場合

(7) コミュニティーエンタープライズクレジットの設定:[訳出 略]

(c) 財務報告書の提出、保険料支払

(1) 財務報告書の提出

(A) 原則: それぞれの付保預金取扱機関は、FDICが半年毎の保険料を決定するために必要とする情報を記載した正当な財務報告書を、FDICに提出しなければならない。

(B) 正当性(Certification)の要件: 上記における正当性は以下によって確保されなければならない。

(i) 理事会が決定する書式を用い、理事会が求める必要情報が記載されていること、及び

(ii) 当該預金取扱機関の代表者 (president) ないしその取締役会または管財人によって指名された者が、自らの知りうる限りにおいて、財務報告書は、真実、性格かつ完全であり、また預金保険法及び規則が求めるものに則していることを、保証すること。

(2) 保険料の支払

(A) 原則:それぞれの付保預金取扱機関は、上記(b)において規定する半年毎の保険料を FDIC に支払わなければならない。

(B) 支払方法:上記(A)に係る支払は、理事会が規則によって定める時期、方法によってなされなければならない。

(3) 新規加盟の預金取扱機関の扱い:理事会は、保険対象となる半年の間に付保対象先となった預金取扱機関に対して、上記(1)および(2)に定める要件を免除することができる。

(4) 報告書の正当性欠如に対する罰則 (penalty)

(A) 第一分類先:以下の付保預金取扱機関は、錯誤・遅延が正されるまでの日数に応じ、1日あたり2,000ドルを限度に課徴金を支払わなければならない。これらの先は、報告内容の錯誤ないし報告の遅延が、不注意によるものであることを示さなければならない。

(i) 不注意による錯誤を防止するための内部手続は維持しており、故意に基づかない錯誤により、定められた時期までに正当な財務報告書の提出が行なわなかった、もしくは誤った財務報告書の提出を行なった先、あるいは、

(ii) 提出期限を僅かに遅れて財務報告書の提出を行なった先

(B) 第二分類先:(A)に定める以外で、報告内容の錯誤ないし報告の遅延を起こした先は、錯誤・遅延が正されるまでの日数に応じ、1日あたり20,000ドルを限度に課徴金を支払わなければならない。

(C) 第三分類先:上記(A)、(B)以外の、故意あるいは規則を無視することにより、報告内容の錯誤ないし報告の遅延を起こした先は、錯誤・遅延が正されるまでの日数に応じ、1日あたり1,000,000ドルもしくは総資産の1%のいずれか小さい額を限度に、課徴金を支払わなければならない。

(D) 賦課プロセス:当条項において科される罰則はすべて Section 8(i)(2)(E)(F)(G)(I)(保険料に関する法的措置プロセス)に定める方法に則って賦課あるいは徴収されるものとする。

(E) 聴聞:預金取扱機関が当該賦課の通知を受けて後 20 日以内に、当局に対し聴聞を要求する場合、Section 8(h)の規定に従って聴聞を開くことができる。

(d) [訳出 略]

(e) 保険料の返還(Refunds)

(1) 過払い:FDIC は、預金取扱機関が所要保険料以上に保険料を納付した場合、次の措置を取ることができる。

(A) 過払い相当額の預金取扱機関への返還

(B) 将来の預金保険料からの当該過払い相当額の控除

(2) 指定準備率を上回る保険基金残高がある場合:

(A)原則:以下(B)および(C)の制限のもとで、1996年預金保険基金法の施行後開始される半年毎の保険料納付期間の期末時点で、

(i) BIF ないし

(ii)「預金保険基金(当該名称の基金の設立後)」

のいずれかが、指定準備率を超過している場合には、理事会が、可変保険料制度において考慮する各要因を踏まえた上で妥当との判断を下すことを前提に、余剰部分を預金取扱機関に返還しなければならない。

(B) 返還額の直近半年分の納付保険料以下への抑制:当条項において、半年間の保険料納付期間に関して預金取扱機関に返還される金額は、当該期間に預金取扱期間が収めた保険料を上回することは出来ない。

(C) 特定金融機関についての返済額の制限:上記(b)(2)(A)の(v)(リスクの高い金融機関における保険料制限の例外)に該当する金融機関が納付した保険料については、保険料の返済が行われないことがある。

[以下 訳出 略]

FDIC 規則における関連条文

Part 327 – 保険料(Assessments)

§ 327.4 保険料率(Annual assessment rate)

(a) リスク評価と分類

それぞれの付保預金取扱機関は、「リスク評価区分」(assessment risk classification)に分類される。リスク評価区分は、保険料支払請求書とともに、それぞれの付保預金取扱機関に対して通知される。通知には、以下の資本要素・監督要素ごとの区分(subgroup assignment)とこれらを総合した区分が記載される。

(1) 資本要素

それぞれの付保預金取扱機関が提出する連結ベースの財務諸表に基づいて以下の3区分に分ける。なお、3月末データを、7月から12月の保険料算定に、9月末データを翌年1月~6月までの保険料算定に用いる。

(i) 十分な自己資本水準(well capitalized) 記号は1.

リスクベースの自己資本比率 10%以上

リスクベースの Tier1 自己資本比率 6%以上

単純 Tier1 自己資本比率 5%以上

新規加盟機関は、当初の算定期間において、当該区分に分類される。

(ii) 適度の自己資本水準(adequately capitalized) 記号は2.

リスクベースの自己資本比率 8%以上

リスクベースの Tier1 自己資本比率 4%以上

単純 Tier1 自己資本比率 4%以上

(iii) 不十分な自己資本水準(undercapitalized) 記号は3.

1. および2. 以外の先を分類。

(2) 監督要素

資本要素に基づく分類後、それぞれの付保預金取扱機関は、それらを担当する連邦監督当局(primary federal regulator)による監督上の評価を勧案のうえ FDIC がさらに3区分に分類する。監督上の評価には、担当する連邦監督当局の実地検査結果、および担当する連邦監督当局が適切とみなすその他の情報が含まれる。対象監督情報の時期に関しては、FDIC 検査・消費者保護局長が決定する。3区分の内容は以下の通り。

- (i) A 分類。健全性に関し、極めて軽微な弱点しか有さない先
- (ii) B 分類。健全性に関する弱点が明らかで、弱点を放置すれば、健全性がさらに低下し、保険基金が抱える損失リスクが高まる先。
- (iii) C 分類。有効な是正措置が講じられなければ、保険基金に損失をもたらすと見込まれる先。

(b) 保険料の支払 [訳出 略]

(c) 特殊な付保預金取扱機関

ブリッジバンク及び FDIC がコンサーバーターに任命されている付保預金取扱機関に対する分類は、2A とする。

(d) 不服申し立て

付保預金取扱機関は、適用分類に関し書面により見直しを要請できる。この要請は、適用分類の通知を受けてから90日以内に、資料を添えて、行なわれなければならない。FDIC から追加資料の要請を受けた場合は、その要請を受けてから21日以内に追加資料を提出しなければならない。FDIC は、書面により、遅滞なく回答しなければならない。

(e) 情報管理

監督要素に係る分類情報は、情報公開規則のもとで非開示情報として扱うこととする。

(f) 区分情報の利用制限

FDIC が認めるか、もしくは法律によって求められない限り、いかなる付保預金取扱機関も、区分情報を、広告あるいはその他の営業活動資料に用いてはならない。

(g) ライフライン口座 [訳出 略]

§ 327.5 保険料算定ベース(Annual assessment rate)

(a) 算定ベースの計算

下記(c)に定める場合を除き、預金取扱期間が四半期ごとに提出する報告書の対象期間における保険料算定ベースは、以下により計算される。

(1) 加算項目

- (i) 全ての要求払い預金(内訳 訳出 略)
- (ii) (未払い利息分を含む)全ての定期、貯蓄預金(同)

(2) 減額項目(金融機関が以下の項目についての記録を保有し、正当性の証明を行える場合に限り)

- (i) 記帳されていない借方勘定項目
- (ii) パススルーリザーブ残高
- (iii) 上記(a)(1)(i)に規定された残高から以下の合計額を引いた残額の 1/3 にあたる金額

(A) 下記(b)(2)の条項に準じて、要求払い預金に割り当てられた記帳されていない借方勘定額

(B) 要求払い預金額に該当するパススルーリザーブ残高

(iv) 上記(a)(1)(ii)の残高から以下の合計額を引いた残りの1%にあたる額

(A) 下記(b)(2)の条項に準じて、貯蓄預金及び定期預金に割り当てられた記帳されていない借方勘定額

(B) 定期預金、貯蓄預金に該当するパススルーリザーブ残高

(v) FDIC Act Section 11(a)(8)に定める、付保預金と見なされない預金取扱機関の投資契約に基づく債務

(b) 記帳されていない貸方・借方項目のFDICへの報告手法(訳出 略)

(c) 新規加盟先の扱い

新規加盟先の保険料算定ベースは、加盟後半年間のうちに当該先が報告する四半期状況報告書の提出期限の最終日時点において、当該先が保有する算定ベースの額とする。もし期限までに当該先が報告を行わない場合には、FDICに速やかに関連情報を提出する必要がある。

[以下 訳出 略]

CDIC 法における関連条文

Section 10.1 (1) (CDIC への貸出)

CDIC の要請の基づき財務大臣は、Consolidated Revenue Fund から財務大臣の設定する貸出条件に基づいて CDIC に貸出を行うことができる。

(2) (その他の借入)

CDIC は上記(1)に定めるほかにも、債券発行等の手段による借入を行うことができる。

(3) (借入総額)

CDIC の借入残高は以下の限度内とする。

- (a) 60 億カナダドル
- (b) 国会で歳出法により承認された、上記(a)を上回る一定額

(4) (借入費用)

財務大臣は CDIC が借入に関して支払う費用を決定し、CDIC に書面により通知する。

Section 11-19 [訳出 略]

Section 20 (預金保険基金)

CDIC は、CDIC が受け取る保険料収入の全額を、「預金保険基金」として積み立てる。

Section 21 (1) (保険料算定及び徴収)

CDIC は毎年、各加盟金融機関の年間保険料を、以下のうち少ない方と等しい額だけ徴収する。

- (a) 付則 (by-laws)に定められた年間保険料額
- (b) 最大保険料額

(2) (保険料に関する付則)

理事会は年間保険料の設定に関する付則を作ることができるほか、以下に関する付則を作成することができる。

- (a) 加盟金融機関を区分けするシステムの設立に関するもの
- (b) 加盟金融機関の区分決定に関する基準あるいはプロセスに関連するもの
- (c) 各区分に対する年間保険料額の決定手法あるいは保険料額の修正に関するもの

(3) (付則が無効となる場合)

上記(2)に関する付則は、財務大臣が書面を持って承認しない限り効力をもたない。

(4) (最大保険料)

当 Section のなかで「最大年間保険料」とは以下のうち大きい方をさす。

(a) 5,000 カナダドル

(b) CDIC 加盟先である金融機関が、直前の料率年度末(4月30日)時点で保有していた付保預金額に1/3%ないしは(カナダ総督令<Governor in Council>の定めた)それ以下の料率を掛けた額

(5) (預金額の計算)

加盟金融機関は、CDIC が認めた方法により、CDIC に付保される名寄せ後の付保預金残高を計算する。

Section 22 (1) (申告書)

保険料は、CDIC が決める様式、期限に沿って、加盟金融機関の認めた申告書に基づいて決められる。

(2) (保険料支払い方式)

年間保険料の半額は7月15日まで、残りは12月15日までに支払うものとする。

Section 23 (1) (初回の保険料の計算)

新規加盟先が最初に支払う年間保険料は以下のうち少ない方の額を、365日のうち加盟金融機関が当該保険料年度において付保を受ける日数で按分した額とする。

(a) 加盟当月末時点での CDIC 付保対象預金額に基づき、付則の定めるところにより決められた年間保険料ないしは、

(b) 以下のうち大きい方

(i) 5,000 カナダドル

(ii) 加盟当月末時点での CDIC 付保対象預金額に 1/3%ないしは(カナダ総督令<Governor in Council>の定めた)それ以下の料率を掛けた額

(2) (初回の保険料支払い)

22(2)の規定に拘らず、以下の規定を定める。

(a) 上記(1)のもとで支払われる保険料のうち半額は、加盟月末から数えて60日以内に支払う

(b) 残りの保険料は、加盟年末の12月31日に支払う

Section 24 (保険料支払い場所)

上記 Section 21-23 の保険料は CDIC 本部に支払う。

Section 24.1 (保険料の相殺の禁止)

CDIC との事前の合意なしで、加盟金融機関が年間保険料を CDIC との間での債権債務関係や相殺により縮小することは認められない。

Section 25 (遅延に係る罰金)

Section 21-23 に拘らず、CDIC は所得税法 161(1)に定められた金利+2%の利息を、期限までに支払われない保険料に対し賦課することができる。

Section 25.1 (1) (特別保険料)

Section 21-25 に拘らず CDIC は、加盟金融機関が、付則に定める特別保険料賦課に値すると判断した場合、以下の段階を経て特別保険料を徴収することができる。

(a) OSFI 長官ないしは各州の金融当局者との協議を経て

(b) 加盟金融機関に聴聞の機会を与えた上で

(2) (特別保険料の額)

上記(1)における年間の特別保険料は、CDIC が妥当と決める料率とするが、直前の料率年度末(4月30日)時点で保有していた付保預金額に 1/6 %を掛けた額を上限とする。

(3) (Section21-25 の適用)

Section 21-25 の条文は、上記(1)(2)と矛盾しない範囲で、特別保険料に関して適用する。

Section 26-30 [訳出 略]

Section 31 (1) (付保停止の通知)

Section 30(1)に定める、加盟機関の CDIC 基準遵守不履行、その他付則に定める事項が遵守できない、あるいは CDIC 規準の遵守状況に遅れが見られる場合等は、CDIC は預金保護の停止通知を以下の先に行う。

- (a) 当該機関が連邦免許である場合には当該機関と財務大臣へ
- (b) 当該機関が州免許である場合には、30 日以上の猶予を与えた上で、当該機関へ

(2) (州担当大臣への通知)

上記(1)に基づき州金融機関へ通知が行われた後、CDIC はその写しを関係する州担当大臣宛てに送付する。

(3) (付保の停止)

上記(1)に示された期間の後、CDIC は州金融機関の付保を停止するが、以下の場合には CDIC は 60 日以内の期間で、付保の停止を延期することができる。

- (a) CDIC が当該金融機関の改善状況に満足した場合
- (b) 関係する州担当大臣が改善措置を取らせるために、期限の延期を申し出た場合

(4) (連邦金融機関に関する報告)

上記 30(1)に定める、連邦金融機関に関する報告が送付され、財務大臣がこれを「公共の利益に反する」と認めない場合には、CDIC は 30 日以上の猶予を持って、連邦金融機関の付保停止の通知を行うことができる。

(5) (付保の停止)

上記(4)あるいは、その後 CDIC が定める 60 日以内の期間が経過した後、CDIC が当該連邦機関の改善状況に満足しない場合には、当該連邦機関の付保を停止することができる。

(5.1) (期限延長の条件)

CDIC は連邦金融機関に対して、上記(5)に定める期限の延長あるいは、付保停止に関する条件遵守の不備に関する条件を付与することができる。

(6) (取り消し通知)

上記 31(1)ないし(4)に関する付保停止の通知が行われて後、CDIC が当該機関の改善状況に満足する場合あるいは、預金者あるいは CDIC に対するリスクが縮小あるいは無くなったと判断する場合、付保停止の通知を取り消すことができる。

Section 31.1 (1) (付保停止時期の短縮化)

上記 31(1)に基づく通知が出された後、CDIC が以下の結論に達した場合、州金融機関および関連州担当大臣に対し書面による通知を行った上で、通知受け渡し 5 日後に当該金融機関の付保停止を行うことができる。

(a) 上記 31(1)の通知後、当該金融機関の財務状況が悪化し、かつ

(b) さらなる付保停止の猶予を与えることが預金者の利益を損なう

(2) (聴聞)

上記(1)の通知を受けた州金融機関は、上記期限の経過前に CDIC 本部に受理されることを前提に、書面による聴聞の要求を行うことができる。

(3) (確認ないしは取り消し)

上記(2)の聴聞申請がなされた場合、CDIC 理事会ないしは理事会により設置された委員会は適切と思われる手段で、上記(1)の通知を確認ないし取り消すことができる。

(4) (取り消し)

CDIC は上記(1)に基づく通知に対し、関連州担当大臣ないし州監督当局が、当該金融機関の経営ないし資産の管理を行うことになった場合、(1)の通知を取り消すことができる。

(5) (付保の停止)

上記(1)の通知が、上記(3)ないし(4)により取り消されない限り、上記期限の経過後、当該金融機関の付保は停止される。

(6) (取り消しの効果)

上記(3)あるいは(4)による、通知の取り消しは、上記 31(1)の通知を取り消す効果を持たない。

Section 32 [訳出 略]

Section 33 (1) (付保の取り上げ)

下記(2)の条件のもとで、CDIC は加盟金融機関の付保を取り上げることができる。

(a) CDIC の見解に基づけば、加盟機関が債務超過に陥る可能性がある場合

(b) 加盟機関が自ら預金の取扱を止めたとき

(2) (特定の場合の取り上げの無効化)

CDIC が財務大臣に対し(1)の通知を行った後で、財務大臣から付保の取り上げが公共の利益に反するとの要請があった場合、CDIC は付保の取り上げを無効とする。

Section 34 (1) (付保の停止ないし取り上げの効果)

CDIC により付保預金の停止ないし取り上げが成された場合、その日から2年間ないし、定期預金の場合は2年を超える満期到来までの期間、付保預金は継続して保護される。

(2) (継続的保護の適用除外)

上記(1)の措置は、以下の場合除外される。

(a) 当該預金が他の金融機関に引継がれる場合

(b) 当該金融機関が付保なしで預金を取り扱う許可を得ており、かつ当該預金の付保が取り上げられた場合

(3) (非加盟金融機関)

上記(1)における預金保護があるというだけでは、金融機関が預金保険加盟先であるということにはならない。

(4) (継続的義務)

預金付保の停止ないし取り上げが行われる前に当該金融機関が CDIC に対し負っていた義務は、当該付保の呈しなくして取り上げによって免除されるものではない。

Section 35-45.1[訳出 略]

Section 45.2 (機密保持)

連邦あるいは州金融機関ないしいかなる個人も、CDIC に対して提出したあるいは CDIC より受け取った情報の機密を保持する必要がある。

Section 46-48 [訳出 略]

Section 49 (情報提供の不備)

加盟金融機関が以下に違反した場合、罪に問われることになる。

- (a) 当法律あるいは付則等に基づき要求されている財務諸表等関連書類の期限内提出
- (b) 当法律あるいは付則等に基づき CDIC 等が請求する追加情報あるいは説明の期限内の実施

Section 50 (一般的な罪)

加盟金融機関が特段の理由無く以下に違反する場合、罪に問われる。

- (a) Section 47、48、49 以外の本法律の条項あるいは
- (b) 付則

Section 50.1 (罰則)

当法律に違反した場合、以下の罰則を課する。

- (a) 一般の個人の場合、10 万カナダドル以下の罰金ないしは 12 ヶ月以下の禁固刑
- (b) その他の場合、50 万カナダドル以下の罰金

Section 51 (裁判所による遵守命令)

当法律違反のため有罪となった加盟金融機関ないし個人に対し裁判所は、通常の罰金や禁固刑に加え、加盟金融機関ないし個人の法令違反に対する改善命令を出すことができる。

Section 52

(1) (追加的な罰金)

加盟金融機関ないし個人が本法律に違反し有罪となった場合において、法律に違反する行為の結果として当該金融機関ないし個人が不法利得を得ていた場合、裁判所は当該金融機関ないし個人に対して、当該不法利得と同額の追加的な罰金を課することができる。

(2) (遵守命令等)

加盟金融機関ないし個人が当法律の条項あるいは付則に従わない場合、CDIC は最高裁に対し、加盟金融機関ないし個人への遵守命令を出すよう申請することができる。

Section 53 (異議申し立て)

当法律に関する項目について審査した結果出された命令等に対し、異議申し立てを行うことができる。(?)

Section 54 (罰金の強制等) [訳出 略]

CDIC 可変保険料付則における関連条文

Section 1-2 略

年間保険料

Section 3

CDIC Act Section 23(1)(a)に関する年間保険料は以下のうちの大きい方とする。

- (a) 5,000 ドル
- (b) 以下の定義に基づく各項目の積 $(A \times B \times C)$
 - A は 1/3% ないしはカナダ総督令(Governor in Council)が CDIC Act Section 23(1)(b)(ii)に基づき定める、1/3%より小さい率
 - B は Section 23(1)(b)(ii)に定める預金(訳注: 名寄せ後付保預金)の合計額
 - C はスコアリングに基づく料率区分ごとの掛け目のうち、(最優良の)第 1 区分のもの(12.5%)

Section 4

(1) CDIC 法 21(1)(a)に関して、年間保険料は以下のうち大きい方とする。

- (a) 5,000 ドル
- (b) 以下(2)の条件のもとで、以下の定義に基づく各項目の積 $(A \times B \times C)$
 - A は 1/3% ないしはカナダ総督令(Governor in Council)が CDIC Act Section 21(4)(b)に基づき定める、1/3%より小さい率
 - B は Section 21(4)(b)に定める預金(訳注: 名寄せ後付保預金)の合計額
 - C はスコアリングに基づき、それぞれの機関の当てはまる料率区分ごとの掛け目

(2) 以下 Section 6 に基づき加盟機関の料率区分が変更されたとき、上記(1)(b)の結果は以下の式に基づき修正される。

$$(D \times (E \div 365)) + (F \times (G \div 365))$$

D は、当該機関の料率区分が 4 である場合の、当該機関について上記(1)(b)により算出される額

E は、料率算定年度の開始日(5月1日)以降、下記7(1)(b)に基づく宣誓ないし15(1)または16に基づく書類をCDICが当該機関から受け取った日までの日数

F は、上記(1)(b)により算出された、当該金融機関の料率区分変更後の額

G は、下記7(1)(b)に基づく宣誓ないし15(1)または16に基づく書類をCDICが当該機関から受け取った日から、当該料率算定年度終了日(4月30日)までの日数

区分設定

Section 5

CDIC は料率年度の7月15日までに次の区分けを行う。

- (a) 加盟銀行の子銀行の区分け
- (b) 下記Section7ないし8に即したその他の区分け

Section 6

(1) CDIC は以下のSection12に基づき、料率が第4区分に分類された機関が以下の書類を4月30日までに提出した場合、その区分の妥当性を検討する。

- (a) Section12(1)(a)に当てはまる機関の場合、監査済み財務諸表等
- (b) Section12(1)(b)に当てはまる期間の場合、Section7(1)(b)に定める宣誓ないしは15(1)(a)-(e)ないしSection16に定める書類

(2) もし提出書類に基づき審査した結果、区分の変更が正当なものであるとCDICが判断すれば、Section7と8に基づき当該機関の区分を変更する。

新規加盟先の扱い

Section 7

(1) 加盟金融機関は以下の要件に当てはまる場合、CDIC は加盟先を第1区分に分類する。

- (a) 当該機関が、料率納付期限直前年内に終了する営業年度末時点で加盟後24ヶ月以内であること
- (b) 保険料納付年度の4月30日時点において、加盟金融機関がCDICに対し、上記(a)に定める条件を満たしている旨の宣言を行うこと

(2) 上記(1)は以下の場合に当てはまらないものとする。

- (a) 料率年度の終わりの時点で24ヶ月以上にわたり営業している加盟金融機関の子会社である場合
- (b) 料率年度の終わりの時点で24ヶ月以上にわたり営業している加盟金融機関の親会社である場合

(3) もし加盟金融機関が加盟先同士の合併で誕生した場合、合併先のうち最も営業日数の長い先の日数が、新金融機関の営業日数となる。

評価

Section 8

上記7に定める先を除き、加盟金融機関はSection9-11に従って決定されるスコアリングに基づく料率区分に分類される。

Section 9

下記Section10ないし11(1)に定める場合を除き、CDIC は加盟金融機関の定量及び定性スコアを合算する。

Section 10

もし加盟金融機関の営業開始が料率年度直前の4月30日以降であり、上記7(2)(b)に定めるような子会社を持たず、当該金融機関が料率区分1に分類されるならば、下記11(4)と12(2)の条件のもとでCDICは当該金融機関に、当該金融機関の以下の子会社のうち最も高いスコアと同等のスコアを付与する。

- (a) 当該金融機関が営業を開始した前日の時点で、他の加盟機関の子会社でないもの、かつ

- (b) 現在も他の加盟機関の子会社でないもの

Section 11(1)

料率年度直前の4月30日以降ないしは、ある料率年度の4月30日以前に合併した金融機関のスコアリングは、CDICが合併前の各金融機関の定量スコアを下記(2)に照らして、定性スコアを下記(3)に照らして合算する。

(2) 上記(1)に関する定量スコアについては下記のように定める。

- (a) 合併金融機関の決算年度が料率年度に先立つ暦年内に終了する場合、当該合併金融機関について Section 20 から 27 に定める手法で算出された 定量スコアの和
- (b) 料率年度前に先立つ暦年内に決算年度が終了しない場合は以下のとおりとする。
- (i) もし合併前の各金融機関のうち1先のみが加盟金融機関であった場合、当該1先について Section 20-27 に定める手法で算出された定量スコアの和
- (ii) もし合併前の各金融機関のうち2先以上が加盟金融機関であった場合、Section 20-27 に定める手法で算出された各金融機関別の総スコアのうち最も高い先のもの

(3) 上記(1)に基づく、合併金融機関の定性スコアは、下記の和で定める。

- (a) Section 28 において付与されたスコアないし、もしスコアを合併先に付与できないなら、上記(2)の定量評価を当てはめたとした場合に使用されると予想される合併前の金融機関における定性スコアおよび
- (b) Section 29 により合併金融機関に付与されるスコアおよび
- (c) Section 30 により合併金融機関に付与されるスコア
- (4) Section 10 と当 Section の両方が当てはまる場合、当 Section が優先するものとする。

Section 12 (1)

Section 8、9、11 に拘らず、加盟金融機関は下記の場合、保険料率で第4区分に分類される。

- (a) Section 15(4)(a)ないし 16(2)(a)に基づく報告を提出したものの、7月1日までに監査済み財務諸表および修正済み報告ないしは、監査済み報告書が上記報告を裏付ける内容であり、修正が必要ない旨の宣誓等が提出されない場合
- (b) 4月30日までに上記(7)(1)(b)に基づく宣誓が成されない場合ないしは 15(1)(a)から(e)までの書類が提出されない場合

Section 13 [削除]

通知

Section 14 (1)

CDIC は各料率年度の7月15日前までに、各加盟金融機関に料率区分を通知する。

(2) 各加盟金融機関から提出された追加情報等に基づき CDIC が料率区分を見直した結果、加盟金融機関の料率区分が変更になるときは、加盟機関に速やかにこれを通知する。

[以下 訳出 略]

CDIC 預金保険業務付則における関連条文

Section 1-18 [訳出 略]

(金融当局間での情報の共有)

Section 19

加盟金融機関は、規制当局、カナダ中銀ないし財務省が持つ、当該機関に関するいかなる情報にも、CDIC がアクセスすることを認める。

Section 20

加盟金融機関は、CDIC に対して提出したいかなる情報をも、CDIC が規制当局、カナダ中銀ないし財務省に提供することに同意する。

[以下 訳出 略]

2004年3月

編集・発行 預金保険機構

〒100-0006

東京都千代田区有楽町1-12-1

新有楽町ビルヂング内

電話 03(3212)6030(代表)

FAX 03(3212)6085

HP <http://www.dic.go.jp>

© Deposit Insurance Corporation of Japan 2004 Printed in Japan

本誌の内容については、(1)商法目的による転載・複製、あるいは、(2)「無断転載・複製を禁じます」等の注記がある部分の転載・複製、に該当する場合を除き、転載・複製することが出来ますが、その場合は出所を明記するようお願いいたします。

上記(1)(2)に該当する場合には、予め預金保険機構総務部広報・情報公開室までご連絡ください。

本誌に関する照会は、預金保険機構総務部広報・情報公開室(03-3212-6140)、ないしは論文等に記載した各執筆者(部署)までお寄せください。